

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する評価調書

- ・全体的評価表
- ・項目別評価総括表
- ・項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化(人事に係るマネージメント等)</p>	<p>経費総額については、平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とするとの中期目標を既に達成し、今期は19.5%削減したものとなっている。また、対前年比においても2.5%の削減を行うなど着実に業務経費の削減に努めている。この主な要因は、関係者の高齢化等により書状等の贈呈件数が減少したことであるが、それ以外の事業経費についても、関係団体への委託・助成内容の見直しにより当該経費を約7%削減したこと、広報効果の確保に考慮しつつも広報経費を削減したこと、一般管理費についても事務室の清掃回数の見直し等細かな取組みを行ったことは評価できるものとなっている。</p> <p>また、外部委託については、外部委託検討のための事務・事業点検フローに基づきチェックを行い、法人が自ら実施する場合と外部に委託する場合との効率性やその効果を比較検討したうえで実施しており、さらに、実施に当たっては、法人におけるノウハウの蓄積も念頭におきつつ、複数社による企画競争を実施し、最も優れた企画内容の業者に委託しており、経費の削減にも結びついている。</p> <p>組織体制については、業務の繁閑を考慮して職員に併任発令を行い柔軟に対応する、というスタッフ制の利点を活用して機動的な人員配置を行っており、限られた人数の中マンパワーを最大限に引き出す上で有効であったと評価できる。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)</p>	<p>1 資料の収集、保管、展示</p> <p>関係資料の収集については、戦後60年余りを経過し関係者も高齢化していることにより、所在情報の把握に困難が増している中で、平和祈念展示資料館(以下「資料館」という)においてはもとより、特別企画展・地方展示会等あらゆる機会を捉えて収集への協力を訴えたことにより、目標を大幅に上回る682件の実物資料の寄贈・寄託があり、十分な成果を上げている。</p> <p>寄贈資料等の増加により手狭となっている保管場所については、資料ごとのカルテを作成の上体系的な保管とスペースの充実を図っており、また、資料の特性等により定温定湿倉庫に収納するなど、劣化防止のための積極的な取組みを行っている。なお、あわせて、関係資料等の電子データ化も着実に進捗しており評価できる。</p> <p>資料の展示については、終戦60年の節目の年であること、また、12年11月の開館以来5年が経過していること等を背景として17年7月に資料館の抜本的なリニューアルを行ったことは特に評価できる。また、このリニューアルに際しては来館者へのアンケートで示された要望・意見等を参考とし、展示資料を増加させるとともに、新たに「特設展示コーナー」、「ビデオブース」、「体験コーナー」を設置し、施設内容及び展示方法の工夫、充実強化を図ったことも法人の前向きな姿勢をあらわすものである。また、展示資料館の周知を図るため、これまでビデオを配布していない全国の小学校3,000校に啓発用ビデオを送付するとともに、首都圏における交通広告等を始めとして、旅行雑誌等各種情報誌に対しても掲載の働きかけを行うなど、あらゆる機会を捉えた措置を実施している。また、資料館に係る広報費用を総額で約3割削減している中で、今期の入館者数は、目標を若干下回る40,182人となったが、12年11月に開館以来、1,376日目にして20万人を達成するとともに、17年度末までの中期目標に対してはこれを約11%上回る118,411人の入場者数となっている。</p>

特別企画展については、2回開催し、各回の入場者数3,300人以上との目標に対して、1回目が2,920人、2回目が3,150人であった。また、新たに寄贈・寄託された資料等を展示する寄贈資料展には資料提供者を含め1,132人が入場した。16回目となる平和祈念展(銀座展)においては、入場者数1万人以上との目標に対しこれを大幅に上回る14,700人の入場者を得た。地方展示会のうち、直轄の平和祈念展(群馬県前橋市で開催)においては、入場者数5,000人以上との目標に対し、これを上回る5,400人の入場者があり、委託による地方展示会は、全国14地域において15回開催し、合計で11,050人が入場した。

資料館や特別企画展等の入場者に対するアンケートでは、約8割の者から満足した旨の回答が得られており、このアンケートで得られた要望事項を資料館のリニューアルの際の展示資料の充実を始め、説明文字の拡大や体験コーナーの設置などに反映させるとともに、企画展等の内容の充実に最大限これを活用したことは評価できる。

2 調査研究

労苦の実態把握については、関係団体への委託により、体験者の労苦に関する手記や聞き取りの採録を行い、関係者の高齢化が進捗し採録に困難性が増している中、前年度の150件を上回る170件を採録している。また、各種文献等による照合等を通じ広範な情報蓄積が行われ、労苦の実態解明を行う上で有意義なものとなっている。

記録史の作成については、「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂に当たって、法人を取り巻く情勢を踏まえ、事業の期間、費用等を十分考慮した上で、関係団体に委託して、部隊・戦域等に関する証言の採録等を行っている。

外国調査の実施については、今後、旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めるという方向性を定めるとともに、外国資料収集等委員会の委員をロシア国立軍事公文書館に派遣して所在調査を行うことにより、中央アジアの個別の強制収容所等に関する資料を入手したことは評価でき、今後の一層の推進を期待する。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

記録の作成・頒布については、「戦後強制抑留者の実態に関する調査」において収集した旧ソ連に現存する戦後強制抑留者が作業をした建築物や労働等の実態を示す約5,000件の写真等の整理を行い、電子データ化を完了した。また、「戦後強制抑留史」のホームページでの公開について検討を行い、執筆者から承諾を得るなどしてデータ公開のための準備をほぼ完了した。

資料館のリニューアルにあわせて、新たに個人用のビデオブースを設置し、法人が保有するビデオの閲覧を可能とするとともに、校内放送番組制作コンクールの優秀作品についても資料館内で上映するなど積極的に映像資料を活用している。また、「戦後強制抑留史」、「平和の礎」及び「戦後強制抑留者の労苦に対する啓発用ビデオ」を全国の主要図書館等へ配布したほか、若年層向けに啓発用ビデオを作成し、全国3,000の小学校に送付した。これらの事業は、関係者の労苦を後世に語り継いでいく上で有効であり、特にビデオの小学校配布に当たって意識調査を実施して、一層の効果的な活用に努めていることは評価できる。

講演会(フォーラム)については、本年が終戦60年の節目であることを踏まえ、一部でシンポジウム形式をとり入れるなどの工夫を凝らしたうえで水戸市で1回、新宿の住友ビル内ホールで2回開催し、いずれも目標を上回る参加者があった。また、講演会終了後のアンケートにおいては、回答者の8割以上から内容がよかった旨の回答を得た。

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」については、関係団体に委託し、全国各地で18回開催し、うち13回は地方展示会と一体的に開催するなど効率的に実施されている。

高校生を対象とした校内放送番組制作コンクールについては、福岡県の高校も含め計20校からの応募があり、この中から優秀企画校10校を選定して、番組制作を行わせた。今回は初めてアニメーションを活用した番組が制作されるなど、前年度に比べ創意工夫が見られたところであり、また、上位3校の映像作品については、資料館で上映するなど、効率的な利用を図っている。なお、第3回目については、全国5,300校の高校に参加を呼びかけるなど、さらに広がりをもって実施できるよう準備していることも評価できる。

語り部については、これまでの18名に加え今期4名を追加委嘱した。また、新たな試みとして、親も参加できる学校公開授業日に合わせて関東近郊の小学校へ派遣し、親と子が共に学びあい、世代相互間で関係者の労苦についての理解を深める機会を提供できたことなど、より有効に活用する工夫を行っている。

全国強制抑留者協会の実施するシベリア抑留関係者に対する慰霊事業(中央慰霊祭1カ所、地方慰霊祭21ヶ所等)及び日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム、展示会の開催)に必要な助成を行ったが、特に新たな試みとして今期初めて東京においてもシンポジウムが開催され、日ロ双方の関係者のほか関係省庁の担当官も出席して活発な意見交換が行われたことは有意義であった。

4 書状等の贈呈事業

関係者に対する書状等の贈呈事業については、対象者の高齢化が進んできていることもあり、贈呈件数は前年度を下回っているが、法人においては、新聞広告等に加え、政府広報の実施、市区町村広報紙(誌)への掲載協力依頼、また、法人主催の特別企画展等の全ての会場における相談窓口の設置など、あらゆる機会を通じて積極的に広報を実施し、未請求者に対し贈呈事業を周知する努力を行っている。また、請求書類の簡素化、入手のしやすさへの工夫などにより請求者の負担軽減のための措置を積極的に行っていることも評価できる。

標準審査期間の設定については、その期間内に恩給欠格者及び引揚関係者に係る事務処理率がそれぞれ98%及び99%と、ともに目標の95%を上回っており、さらに受付後4ヶ月以内には、ともに85%以上審査を終了するなど、迅速な事務処理が図られている。戦後60年余りを経過していることもあり、書状等贈呈のための軍歴確認等も年々困難となってきた中、着実に事業を遂行していることは特に評価できるものである。

5 その他の重点事項

広報については、各種媒体を用いて広範・多様に展開し、今期、新たに都庁に資料館のパンフレットを常置したほか、政府広報誌においてもフォーラムへの参加を呼びかけた。また、より注目を集めるよう戦争体験のある水木しげる氏にキャラクターデザインを依頼し、各催しのポスターなどにも書状等贈呈事業に関する照会先を掲載するなど極力効率的・効果的となるよう工夫を行った。経費面においても、無償広報の積極的な活用を始め、交通広告の掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用などにより、全般的な節減を図りつつ、目的を達成していると考えられ、評価できる。

ホームページについては、情報を常時更新することはもとより、利便性の向上を図るため、新たにホームページから各催しへ参加申込みができるシステムの導入を行い、アクセス件数は目標を上回る51万6千件となった。

地方公共団体との連携強化、関係資料館のネットワーク化及び外国の関係機関との関係強化については、いずれも法人の事業を推進していく上で有効かつ重要な施策であり、会議の開催や外国資料の所在調査等を通じて、相互の理解及び協力関係の構築に努めてきており、今後、一層の関係強化に期待する。

3	財務内容の改善	運用資金については、「運用方針」等に基づき適正に管理・運用されており、金利状勢の厳しい中でほぼ当初見込み額の運用収入を確保したことは評価できる。
4	その他	<p>研修については個人情報保護、会計監査、コンプライアンスなど時宜にかなった外部研修、内部研修を着実に実施している。</p> <p>環境対策については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定してホームページで公開するとともに、この方針に基づき、グリーン購入法に基づく環境に配慮した物品・サービスの調達を100%達成するだけでなく環境方針に基づき日常的に節電の取り組みを行うなど、役職員が徹底して環境に配慮した業務運営を実施しており評価できる。</p> <p>危機管理については、2回にわたる防火防災訓練を行い、その中で自主訓練として、自衛消防隊に課せられた任務に従った訓練等を総合的に行い、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制の充実を図っている。</p> <p>職場環境については、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、またセクシャルハラスメントの防止のための指針を職員に周知するなど、一層の良好な職場環境の保持に努めている。</p>
II 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)		
		<p>書状等贈呈事業については、対象者の高齢化が年々進んでいること等に伴い、贈呈件数の減少傾向がみられたが、法人の最も重要な業務である資料展示、講演会等の労苦継承事業については、高い成果を上げており、その中で業務経費の削減等により中期目標の目標値を達成したことは評価できる。なお、書状等贈呈事業については、未請求者に対する周知のための広報活動等をさらに充実していくことが必要である。</p> <p>以上のことから項目別評価を総合すると「目標を十分達成」したものと認められる。</p> <p>なお、今後とも中期計画に従い業務の一層効率的な運営に努めることを期待したい。</p>
III 組織、業務運営等の改善、その他		
		<p>今期の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくものと認められ、特に改善すべき事項はないものと認められるが、今後とも外部委託等の活用及び組織の弾力的運用により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。</p> <p>なお、戦後60年余を経過した今日、関係者の労苦が時日の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められており、法人は労苦継承事業の一層の充実に努めるべきである。</p>

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目		評 価	
		評 価 (AA~D)	理 由
業務の効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 業務経費の削減	AA	<p>業務経費全般について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成17年度の経費総額は、平成14年度経費総額に対し約19.5%削減したものとなっている。これは、中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を既に達成しているものであるが、法人においては更に各年度において業務経費の削減に努めているところである。削減の主な要因は、恩給欠格者等関係者の高齢化に伴い関係者に対し贈呈している“書状等の贈呈件数”が減少したことではあるが、それ以外の事業経費についても着実に削減を図っている。関係団体への委託・助成経費については、恩給欠格者の労苦の実態調査に係る調査対象件数・実施方法など事業内容等を見直し、前年度に比べ約7%削減した。また、従来から削減してきている広報経費についても、政府広報や自治体広報紙(誌)等の無償広報の更なる活用、平和祈念展示資料館(以下「資料館」という。)に係る交通広告の掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用等により、広報効果の確保に考慮しつつ効率的な広報を心がける一方、書状等の未請求者に対する広報は充実するというようにメリハリをつけつつも総額では削減を図った。また、一般管理費についても、これまで以上に省エネルギー等の積極的な推進について周知徹底を図り、電気料、コピー用紙などの節減に努力してきており、今年度は、更に、事務室の清掃回数等の見直しや使用頻度の低い関係規定追録集の見直し等を図っている。</p> <p>これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。</p>

2 外部委託の推進	A	<p>外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、今期、資料館のリニューアルにあたり複数社による企画競争を実施し、最も優れた企画内容の業者に委託した。このことにより、法人にこれまで蓄積されてきているノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアが活用され、効率的・効果的に事業が実施された。</p> <p>また、平成16年度に作成した外部委託検討のための事務・事業点検フローに基づきチェックを行い、職員自らが実施した場合と比較検討のうえ外部委託を実施しており、経費の削減にも努めている。</p> <p>なお、法人では、既に相当の分野で外部委託を実施しているが、その主なものは電算入力事務、梱包発送業務等の定型業務であり、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については支障が生じないように配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウが法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。</p> <p>法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。</p>
3 組織運営の効率化	A	<p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、今期法人では、資料館のリニューアルに係る事務の繁忙に対応するため財務担当主査を展示・フォーラム担当に、また、特別記念事業の開始に備え調査企画担当副参事を書状等贈呈事業担当にそれぞれ併任した。</p> <p>これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるものであり、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。</p> <p>「効率性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p> <p>「有効性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p>

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集	AA	<p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を採っており、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。</p> <p>①国内における関係資料の収集 資料の収集については、500件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者への働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は682件と目標を約36%上回る収集件数を確保することができた。</p> <p>また、適切な保管という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、法人の地道な取り組みにより、今期、寄託者28人のうち13人から寄贈の切替えの受諾を得た。今後とも、全寄託者に対し寄贈への切替えを働きかけるとともに、今後関係者の高齢化に伴い資料の散逸の懸念が増大すると予想されることから、関係者の理解を得ることにより、より一層の関係資料の収集に向けての努力を期待する。</p> <p>②外国政府等の関係資料の収集 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行うとの目標に対し、今期、法人では、中央アジア諸国に関する戦後強制抑留関係資料の所在調査を実施し、個別の強制収容所における建物の配置に関する資料等を取得した。</p> <p>今後、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていく重要な業務であり、関係資料が関係者の高齢化に伴い散逸していくことが危惧される状況の下、特に実施する必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。</p> <p>また、翻訳家である委員を現地に派遣し、現物資料の確認を行うことにより、外国資料についても真に必要なものをより効率的に収集することができる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。</p> <p>さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p> <p>今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。</p>

<p>(2) 資料の保管</p>	<p>AA</p>	<p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>①適切な保管 カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、今期収集した資料682件全てについてカルテを作成した。また、作者ごと、サイズごとに整理する等資料の保管方法を見直し、体系的な保管を行うことにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。</p> <p>②適切な保存措置 適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていると認められる。また、希少性の多寡に応じて複製を作成する等適切な保存措置をとっていることも評価できる。引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。</p> <p>③電子データ化 新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度1018点のうち9.4割について入力するとともに、中期計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対しても、これまでの実績は2万7千点を上回り、目標達成に向けて進捗しているものと認められる。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 法人では、倉庫の収納方法を工夫等することにより保管スペースを確保するなどしており、本件業務を効率的に実施している。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。</p>
------------------	-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 資料展示

AA

今期法人では、資料館のリニューアルを行うなど、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。

①平和祈念展示資料館

ア 戦後60年の節目を迎え関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうためにリニューアルを行ったことは特に評価できる。展示資料を充実するとともに詳しいキャプションを付け来館者の視点に立った展示を心がけたことなどにより、入館者の理解度・満足度の向上に役立つとともに、個人用ビデオブースや体験コーナー等の新設により青少年、特に小中学生を中心に関心、興味を喚起させることができた。さらに、定期的に資料の入替えが可能な特設展示コーナーの新設により、テーマごとにかつフレキシブルに展示内容の変更が可能となったことから、その時々々の要請に応じ3問題ごとの特色ある展示を行い、再来館者に対しても常に新鮮な印象を与えることができた。

イ 入館者数については、年度目標である4万4千人を若干下回る40,182人とどまったが、平成17年5月に開館以来20万人目の来館者を迎えるとともに、中期計画が始まった平成15年10月から17年度末までの入館者目標合計(106,000人)に対しては118,411人と目標を約11%上回っている。

また、終戦の日や平和祈念フォーラム実施日などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど利用者のニーズにたった運用を行っており評価できる。

②特別企画展

各回の入場者数3,300人以上との目標に対し、各回テーマを変え現在各界で活躍している著名人から作品等の拠出を願うとともに、証言コーナーを設置するなど工夫したが、特別企画展と同時に開催していた平和祈念フォーラムの回数を本年度は2回から1回に減少させた影響もあり、今期2回の実績は1回目目が2,920人、2回目も3,150人と目標を若干下回った。しかしながら、昨年に引き続き寄贈資料展を開催し、平成17年度中に寄贈された資料・書籍を展示したことは評価できる。

③平和祈念展

入場者数1万人以上という目標に対し、今期の実績は約14,700人と目標を40%以上上回った。これは、本年が終戦から60年という節目の年であることにふさわしい展示内容となるよう努めるとともに、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいようトークショーを実施したり証言ボックス・ビデオコーナーを設置したことによるものであり、評価できる。

④地方展示会

法人主催の「平和祈念展」入場者数5千人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、終戦から60年という節目の年にふさわしい展示を行ったことにより実績は約5,400人と目標を上回った。また、委託事業についても「地方展示会」開催5ヶ所以上という今期目標に対し、実績は14ヶ所と目標を上回った。

⑤アンケートの実施

資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、これを大幅に上回る約8割から満足した旨の回答を得た。

これらアンケート等の結果を資料館のリニューアルへ反映させたり、特別企画展等の展示内容等の充実に役立ており、評価できる。

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決していくことが期待される。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催にあたり、その趣旨にあわせ総計400点の法人保有資料を貸し出し、展示会の所期の目的を達成する一助となった。

また、資料の貸し出しにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに、より多くの人々に法人が保有している資料等をみてもらうこととなる。このように資料の貸し出しは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成する有効な手段の一つであると認められる。

		<p>「必要性」 関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人の設立目的たる極めて重要な業務である。特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、独立行政法人として必要不可欠な業務と考える。</p> <p>「効率性」 各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織がない法人が地方で展示会を開催する場合には、関係団体を活用するなどにより、効率的に実施しているものと認められる。 さらに、平和祈念フォーラムと特別企画展との一体的な広報の実施、臨時開館、開館時間の弾力化など、効率的な事業運営に意を用いていると評価できる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは目的達成に有効な手法である。 さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p>
2 調査研究 (1) 労苦の実態把握	A	<p>関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、関係者の高齢化が進展しており、手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が昨年の150件を上回る170件となった点は評価できる。 また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これらは、年月の経過により当時の状況が失われ記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実態把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」と評価できる。 今後は、蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。</p> <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について、直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
(2) 記録史作成	B	<p>旧軍人軍属短期在職者労苦史(仮称)について調査分析検討を行うとの目標に対し、同史の編纂については、法人を取り巻く情勢や事業の期間、費用等を十分踏まえつつ事業を展開し、労苦の実態を把握するための調査を行っており、「目標を概ね達成」と認められる。</p>

		<p>「必要性」 労苦史編纂は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説する本業務の必要性は高い。 また、労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という法人の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 専門性や客観性を確保するため、専門的な学識経験者で構成する編纂委員会を設け、データ収集作業の一部を労苦体験者を構成員とする関係団体に委託するなどの施策を採用しており、効率的に実施されているものと認められる。</p> <p>「有効性」 労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すこととなり、労苦の継承という法人の目的に照らして有効な施策と認められる。</p>
(3) 外国調査	A	<p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の所在調査を引き続き実施するとの目標に対し、今期は中央アジア諸国に関する調査を進めるという方向性を定めるとともに、関係機関と連絡、連携をとりながら委員をロシア国立軍事公文書館に派遣し、中央アジア諸国の個別の強制収容所等に関する資料を入手することができたことから、「目標を十分達成」と判断できる。</p> <p>なお、関係者の高齢化や経年による当時の周囲状況の変化及び資料等の散逸が懸念されることから、できるだけ早急な調査の実施が望まれる。</p> <p>「必要性」 外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。 戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、専門家により構成される委員会を設置することにより、専門性及び客観性を確保するとともに、まず収集のための所在調査を行うことが効率的な手段であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
(1) 記録の作成・頒布

A

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」と認められる。なお、総合データベースの構築などコンピュータシステムの利用に当たっては、その技術革新が日々進んでおり、陳腐化しやすいものであることに十分留意し、中長期的な見通しをもって事業を推進していく必要がある。

①総合データベースの構築

収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、今期は戦後強制抑留者の実態に関する調査等約5,140件のデータの電子化・取り込みを完了した。

②ホームページによる提供

法人が保有する資料を、ホームページで情報提供するための問題点について解決を図るべく努め、戦後強制抑留史の執筆者に許諾を得るなどデータ公開に向けての準備を行った。

③調査研究の成果の出版等

『平和の礎』(第16巻)を刊行するとともに、「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」と題する抑留に関する啓発ビデオを作成した。また、『「平和の礎」選集・児童書』第2巻を5,000部増刷した。

④出版物等の活用

資料館リニューアルにあわせて、資料館に個人用ビデオブースを新たに設置し、個別の入館者が希望する法人保有ビデオの閲覧を可能にしたことは、映像資料の積極的活用として評価できる。

また、『平和の礎』や『戦後強制抑留史』を資料館において閲覧に供するとともに、全国の主要図書館等や国公立、私立大学等図書館にも配布するなど、前年度以上の活用に向けて努力していると認められる。

なお、若年層向けの啓発ビデオについても全国3000校の小学校へ配布しているが、配布に当たっては、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施し、その効果を測定したことも評価できる。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるが、公開に係る著作権等の問題もあり、そのための検討を進めていく必要がある。

また、ビデオ映像の学校への配布に当たって、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施したことは、視聴者の理解の促進や要望の把握に資する効率的な施策と認められる。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

<p>(2) 講演会等の実施</p>	<p>AA</p>	<p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>①講演会等の開催 水戸市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を3回実施したが、入場者数は合計で1,150人以上と年度計画の950人以上を20%以上上回った。なお、開催する会場による制約を踏まえながらも、なるべく多くの希望者が入場できるように工夫することが今後の検討課題である。 また、入場者に対して実施したアンケートにおいても、どの開催も約8割の方から平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得た点も評価できる。</p> <p>とりわけ、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車いす使用の方を前方に配席するなどの配慮、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いて若年層にもなじみやすくしていること、平成17年が終戦60年の節目の年であることを踏まえて企画したことなど各種の工夫をしている点も大いに評価できる。</p> <p>②労苦を語り継ぐ集いの開催 今期12回以上開催するとの目標に対し、18回開催するとともに、このうち13回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。</p> <p>③校内放送番組制作コンクールの開催 「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の表彰式を特別企画展開催中に実施して事業連携を図るとともに、優秀企画校が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、その効率的な利用を図っている。 また、関東近県以外の福岡県からの参加やアニメーションを活用する作品の制作などに見られるように、コンクールが「広がり」を見つつあることも評価できる。</p> <p>「必要性」 講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 講演会(フォーラム)・高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの表彰式については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館や同時に開催した特別企画展との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。 地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。 また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いているほか、平成17年が終戦60年の節目の年であることを踏まえて企画するなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。</p>
--------------------	-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(3) 語り部育成</p>	<p>AA</p>	<p>語り部を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、今期は語り部をこれまでの18名に加え新たに4人育成し、労苦を語り継ぐ体制の充実を図った。また、平和祈念展示資料館へも土日等来館者の多い期間を中心に配置して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。さらに今期は、「語り部」を関東近郊の小学校の学校公開授業日に派遣し、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。このように分かりやすく語り継ぐために、語り部を積極的に活用しており「目標を大幅に上回って達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 語り部の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」 語り部の派遣・育成に際しては、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、外部資源を有効に活用して、効率的に派遣・育成したものと認められる。 また、語り部委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。</p> <p>「有効性」 単に資料だけを展示するよりも、語り部がその背景等を解説する方がより理解が深まるものと期待され、語り部の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>
<p>(4) 催し等への助成</p>	<p>A</p>	<p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、全国22ヶ所での慰霊祭実施、7地方8班の現地(シベリア)慰霊訪問の派遣、3回のシンポジウム・展示会に、延べ約6,430人(前年度は延べ約5,600人)の参加を得ることができたこと、また、今期初めてシンポジウムを東京で開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>

<p>4 書状等の贈呈事業 (1)書状等の贈呈事業の実施</p>	<p>A</p>	<p>書状等の贈呈にあたっては、軍歴確認等当時の記録を精査する必要があるが、戦後60年余りを過ぎ関係者の高齢化も進む中、年々確認作業に困難性が増しており、関係者又はその遺族に書状等を贈呈するとの目標に対し、今期の贈呈件数は6,274件と、全体で平成16年度を28%下回るものとなった。</p> <p>しかしながら、今期、法人では請求書類の押印を省略し、記載方法を簡素化するなど手続きを見直すとともに分かりやすい説明に心がけた。また、平成16年度に引き続き法人主催の全ての平和祈念展、特別企画展及びフォーラム等において相談窓口を会場に設置した。さらに、新聞雑誌等の広報に加え、自治体広報紙(誌)への掲載の働きかけを強化した。</p> <p>これらのことから、贈呈件数は前年度を下回ったものの、着実に事業を遂行している点と請求件数増加のための法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」したと判断できる。</p> <p>なお、贈呈件数の減少は対象者の高齢化が主要要因ではないかと考えられるが引き続き法人には潜在的な贈呈対象者のために事業を周知する努力を求めたい。</p> <p>「必要性」 書状等贈呈事業は、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」 対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるように全国の都道府県庁・市区町村役場の福祉関係の窓口に予め配布するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。</p> <p>この請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することも可能であり、用紙切れ等の際にも即座に入手可能であるなど、総じて効率的な業務運営を行っていると認められる。</p> <p>また、請求書類の提出に対し、請求者に対して、請求書類の受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知しているが、これにより、請求者が照会しやすくなり、かつ、法人からの回答も迅速化するなど、効率と利便を兼ねた施策と認められる。</p> <p>「有効性」 書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によると、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。よかった。私自身の青春も無駄でなかった。両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>
<p>(2) 標準期間の設定</p>	<p>AA</p>	<p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を95%以上とするとの目標に対し、今期実績は98.1～99.2%(前年度は96.5～98.2%)であるが、受付後4ヵ月で85.7～95.3%(前年度は85.8～93.5%)の審査を終了するなど、前年度からさらなる処理の促進を図った。なお、戦後60年を経過し高齢化が進み聞き取り調査に困難を極めていること、軍歴確認や在職年確認調査等の確認のための公的資料が100%保存されていないことや各都道府県担当者の組織変更及び縮小化が進んでいることなどから調査困難事案が発生し、審査期間が長引いているものがあるが、これは法人の努力のみでは避けられないものであり、この調査困難事案を除くとほぼ100%の期間内の処理となっている。</p> <p>また、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行っており、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となっていることから、今期の実績は「目標を大幅に上回って達成」したと評価できる。</p> <p>今後とも、請求者の高齢化という事情を考慮し、ただ単に目標を達成するにとどまらず、可能な限り審査期間の短縮化を図ることが期待される。</p>

		<p>「必要性」 早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」 標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」 標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>
(3) 未請求者への周知	A	<p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、従来からの新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年1回から年2回に強化するとともに、平成15年度から自治体広報紙(誌)という低コストの媒体を積極的に活用しており、今期も引き続き都道府県に加え市区町村に対して積極的に更なる掲載依頼を行った。その結果、一部自治体では広報紙(誌)だけでなく自治体ホームページにも掲載されるなど、働きかけの成果が出ている。</p> <p>さらに、平成16年度から引き続き平和祈念展会場に相談窓口を設置するとともに、特別企画展やフォーラムの際にも相談窓口を常設する等、あらゆる機会に種々の手法を用いて未請求の関係者への周知を図っていることから、「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 書状等贈呈の対象者等の高齢化が進む中、未だに多数の未請求者が存在することに鑑みれば、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知し、一人でも多くの関係者に書状等を贈呈することが必要である。</p> <p>「効率性」 新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する不特定多数の未請求者に対し、広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」 未請求者が全国に居住していること、不特定多数の者に対する広報活動が必要なこと等を考慮すると、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知し、また、相談窓口の設置等で対象者等に事業を周知することは、一人でも多くの関係者を慰藉するために有効な施策である。</p> <p>また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、書状等贈呈事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。</p>

5 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

A

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、戦争に対する国民意識が高まりをみせる8月にあわせて政府広報を実施し、従来にも増して効果的に法人の行う書状等贈呈事業を周知させたこと、さらに展示会場での相談等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業についての広報を実施したことは評価できる。

なお、経費面については、無償で実施可能な政府広報や自治体広報の積極的活用をはじめ、交通広告における掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における書状等贈呈相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図った。

これらの広報活動の結果、資料館への来場者数は約4万人と目標値を若干下回ったものの、平和祈念展(銀座展)来場者数は今期目標を上回る約1万4千人を記録し、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面を有し、必要不可欠な施策である。

「効率性」

広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。

なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストな広報手法であるため、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものと考えられる。

「有効性」

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面を有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。

(2) ホームページの充実

A

ホームページの内容を充実させアクセス件数を40万件以上とするとの目標に対し、今期は、イベント情報など常に最新の情報を提供することにより内容を充実させたこと、総務省メールマガジンを活用したことなどにより、目標値を大きく上回る515,000件超のアクセスがあった。前年度に比して7万7千件の増加であり、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

<p>(3) 地方公共団体との連携強化</p>	<p>A</p>	<p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県担当者とのブロック会議を開催し、法人の業務である書状等の贈呈事業を始め、法人の事業全般について理解を深めてもらうとともに、各事業に対する協力要請ができたこと、さらには、ブロック会議参加者全員が法人をとりまく状況や活動状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、舞鶴市主催の海外引揚60周年記念式典を後援し、講師を派遣したことや、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することにより、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、例えば軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、例えば軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である</p>
<p>(4) 関係資料館とのネットワーク化</p>	<p>B</p>	<p>関係資料館との意見・情報交換等を行いネットワーク化を進めるとの目標に対し、類似する資料館関係者が一堂に会する会議を行い、入館者数の増加策や入館者の理解促進策に関する意見交換を行うとともに、資料の相互貸出しや展示に関する相談を行うなど関係資料館相互の情報共有・連携強化に一定の進展があったものと認められることから、「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じ理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。</p> <p>「効率性」 平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。</p>

	(5) 外国の関係機関との関係強化	A	<p>ロシア連邦公的機関等との関係を強化するとの目標に対し、協力関係構築の方策等を検討するため、ロシア連邦の公的機関等が保有している資料の所在調査等を行った。</p> <p>この所在調査等に当たっては、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら現地に外国資料収集等委員会の委員を派遣し、ロシア連邦国立文書館等の公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努めており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開が図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。</p> <p>「必要性」 労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との連携強化を図り、当該関係資料を収集すること等が必要となる。 なお、資料の散逸も危惧されることから、できる限り早期に収集することが必要である。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、専門家により構成される委員会を設置することにより、専門性及び客観性が確保されており、また、まず関係資料の所在調査を行うことにより効率的な資料収集が可能になっていると認められる。</p> <p>「有効性」 外国調査について、専門家により構成される委員会を設置して、検討を進めることは、専門性、客観性確保のためにも有効な施策と認められる。 また、外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>
財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約853百万円とほぼ当初見込み額、年利換算で2.13%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものされていることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された400億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」 法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.13%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大きであるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>

その他	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画	-	
	2 人事に関する計画 (1) 研修の実施	A	<p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、基本的知識の習得のための内部研修に加えて、費用対効果を考慮しつつ、外部研修にも職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p>「効率性」 研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>
(2) 人員に係る指標	A	<p>中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、今期末の常勤職員数は19名であったが、今期は、資料館のリニューアル等課題が山積する中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。</p> <p>「効率性」 必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。</p> <p>「有効性」 限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。</p>	

<p>3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策</p>	<p>A</p>	<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進し、100%の達成率となった。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。 また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。 環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量やゴミの排出量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。</p> <p>「有効性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。</p>
<p>(2) 危機管理</p>	<p>A</p>	<p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、今期2回にわたり防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>

(3) 職場環境	A	<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備しており、この結果、今期、相談、苦情等はなかったことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>
----------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務経費の削減																									
■ 中期計画の記載事項																										
職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費、管理費及び人件費の合計)について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。																										
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																										
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																								
業務経費の削減	<p>今年度は、中期目標期間の半ばを過ぎることから、業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費について、改めて節約、効率化可能な分野の洗い出しを行い、更なる業務経費の節減に努める。</p> <p>各種事業における広報については、過去の実施データを活用するなど効率的実施を行い、業務経費の節減を図る。</p>	<p>○ 経費の削減</p> <p>経費の削減に関しては、「認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。」との目標に対し、平成17年度の業務運営に係る経費総額は1,695百万円であり、平成16年度の経費総額1,738百万円と比較し、43百万円の減額、率にして2.5%の削減となった。</p> <p>また、平成14年度の経費総額2,107百万円と比較し、412百万円の減額、率にして19.5%の削減となった。</p> <p>これまでの経費総額の推移は下表のとおりであり、各年度において着実に業務経費の削減を図ってきている。</p> <p>なお、人件費については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18事業年度以降削減に努めるべく中期目標及び中期計画を変更するとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準等の見直しを行うこととしている。</p>																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14'(基準年度)</th> <th>15'</th> <th>16'</th> <th>17'</th> <th>(単位:百万円) 計(対14')</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td>2,107</td> <td>1,936</td> <td>1,738</td> <td>1,695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td>△ 171</td> <td>△ 198</td> <td>△ 43</td> <td>△ 412</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td></td> <td>△ 8.1%</td> <td>△ 10.2%</td> <td>△ 2.5%</td> <td>△ 19.5%</td> </tr> </tbody> </table>		14'(基準年度)	15'	16'	17'	(単位:百万円) 計(対14')	経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695		対前年度増△減		△ 171	△ 198	△ 43	△ 412	対前年度比		△ 8.1%	△ 10.2%	△ 2.5%	△ 19.5%
	14'(基準年度)	15'	16'	17'	(単位:百万円) 計(対14')																					
経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695																						
対前年度増△減		△ 171	△ 198	△ 43	△ 412																					
対前年度比		△ 8.1%	△ 10.2%	△ 2.5%	△ 19.5%																					

○ 具体的な効率化策

これまで、職員の意識改革を進めながら、節電及びペーパーレス化等を図り電気料及びコピー用紙の購入量の削減による経費の節減を行ってきたところであるが、17年度においても、節電については、個々人の消灯励行などを引続き行うことにより、展示資料館など来館者等が関連する事業スペースを除き、電気の使用量は前年度に比べ 2.3%、また、ペーパーレス化に関しては、電子メール等の積極的な活用、両面コピー化の推進の強化により、コピー用紙の購入量は重量換算で、前年度に比べ 0.4%各々下回った。

今年度については、更に節約ができるものがないか洗い出しを行い検討した結果、事務室等の清掃に関して、事務室の床清掃を週5日から資料館以外は週3日とし、机拭きを廃止したとしても、職場の質の環境を著しく悪化させることがないとの結論に基づき見直しを行い、清掃料を約18%削減するとともに、恩給欠格者の労苦の実態調査については、調査対象件数・実施方法など事業内容等を見直しすることにより関係団体への委託・助成経費については、対前年度比約7%削減した。

また、関係規定追録集についても、使用頻度の低い労務管理要覧等の購読中止等による見直しにより経費を削減した。

なお、従来から削減してきている広報経費についても、政府広報や自治体広報紙（誌）等の無償広報の活用した他、平和祈念資料館に係る交通広告については、掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用により前年度と比較して経費としては約3割を削減した。また、前期においては法人を取り巻く情勢等もあり、掲出媒体を抑制して広報を展開したところ大幅に入場者数が減少したものの、その後、水木しげる氏にキャラクターデザインを依頼するなど広報展開を工夫することにより、入場者数の減少に歯止めをかけた。一方、その中にもただ単に無償広報の活用や交通広告により広報経費を削減するだけでなく未請求者に対する周知については法人広報の実施回数を1回から2回へ増やすなどして効果的な見直しを行った。

当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

■ 評価結果の説明

業務経費全般について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成17年度の経費総額は、平成14年度経費総額に対し約19.5%削減したものとなっている。これは、中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を既に達成しているものであるが、法人においては更に各年度において業務経費の削減に努めているところである。削減の主な要因は、恩給欠格者等関係者の高齢化に伴い関係者に対し贈呈している“書状等の贈呈件数”が減少したことではあるが、それ以外の事業経費についても着実に削減を図っている。関係団体への委託・助成経費については、恩給欠格者の労苦の実態調査に係る調査対象件数・実施方法など事業内容等を見直し、前年度に比べ約7%削減した。また、従来から削減してきている広報経費についても、政府広報や自治体広報紙(誌)等の無償広報の更なる活用、平和祈念展示資料館(以下「資料館」という。)に係る交通広告の掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用等により、広報効果の確保に考慮しつつ効率的な広報を心がける一方、書状等の未請求者に対する広報は充実するというようにメリハリをつけつつも総額では削減を図った。また、一般管理費についても、これまで以上に省エネルギー等の積極的な推進について周知徹底を図り、電気料、コピー用紙などの節減に努力してきており、今年度は、更に、事務室の清掃回数等の見直しや使用頻度の低い関係規定追録集の見直し等を図っている。

これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。

「必要性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。

「効率性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進		
■ 中期計画の記載事項			
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。	<p>平成17年度においては、本年が終戦60年を迎えたこと、平和祈念展示資料館開設以来5年が経過したこと、から展示品の入替え・充実と同時に来館者の視点に立った展示内容にすることを目的として、展示資料館のリニューアルを外部委託により実施した。その際は、企画競争により複数社からの企画案のプレゼンテーションを実施し、一番優れた内容の業者に委託したものである。</p> <p>さらに、既存事業である平和祈念展(前橋市)の企画・運営、平和祈念講演会(水戸市)及び平和祈念フォーラムの企画・運営等についても、企画競争により実施しており、事業の効率的・効果的な実施に努めた。</p> <p>また、平和祈念資料館のリニューアルを含め、法人の行う事業の外部委託を実施するに当たっては、平成16年度に作成した外部委託検討のための事務・事業点検フローを基に、職員自らが実施した場合と民間の知識やノウハウを活用した場合でどれくらいの経費の削減効果が得られるか、また、委託を行った場合の事務・事業の適正な執行の見込みや事務員配置の効果の検証などを行い、法人自ら実施する事務と外部委託する事務のチェックを実施した。その結果、展示資料館のリニューアルについては、職員自らが実施した場合に比べ約9%の経費削減が可能であるとの検討結果に基づき外部委託をすることとした。併せて既に外部委託を実施している電算入力事務、梱包発送事務、データベースシステムの構築及び維持管理等の定型業務についても、職員自らが実施した場合とを改めて検討し、引き続き外部委託をすることとしたものである。</p> <p>なお、事業を実施していく過程においては、法人がこれまで蓄積した事業に関するノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、今期、資料館のリニューアルにあたり複数社による企画競争を実施し、最も優れた企画内容の業者に委託した。このことにより、法人にこれまで蓄積されてきているノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアが活用され、効率的・効果的に事業が実施された。

また、平成16年度に作成した外部委託検討のための事務・事業点検フローに基づきチェックを行い、職員自らが実施した場合と比較検討のうえ外部委託を実施しており、経費の削減にも努めている。

なお、法人では、既に相当の分野で外部委託を実施しているが、その主なものは電算入力事務、梱包発送業務等の定型業務であり、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については支障が生じないよう配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウが法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

「有効性」

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。

法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化		
■ 中期計画の記載事項			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
組織運営の効率化	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。	◎ 効率的・弾力的な組織運営の実施 業務の効率化を図るため、次のとおり追加・機動的な人員配置による弾力的組織運営を実施した。 平和祈念展示資料館開館後、5年経過するとともに、本年が終戦60年を迎えることを契機に展示内容及び方法等の充実を図るべく資料館開館以来初の抜本的見直しを行うこととし、このリニューアルを円滑に進めるため、財務担当主査を展示・フォーラム担当主査に併任発令した。また、特別記念事業の開始に備え調査企画担当副参事を書状等贈呈事業担当副参事に併任発令し準備作業に着手した。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、今期法人では、資料館のリニューアルに係る事務の繁忙に対応するため財務担当主査を展示・フォーラム担当に、また、特別記念事業の開始に備え調査企画担当副参事を書状等贈呈事業担当にそれぞれ併任した。これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるものであり、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。</p> <p>「効率性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p> <p>「有効性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 資料の収集 ① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)を積極的に発掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。 ② 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも拡げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。 ③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 資料の収集 ① 関係資料の収集等	(1) 資料の収集 ① 外部有識者、関係団体(社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会)等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者	① 戦争犠牲による労苦体験を物語る日記、手記、手紙、絵画、写真、証明書等の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)を収集するにあたって、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会、社団法人引揚者団体全国連合会(以下「関係団体」という。)に対し資料収集への協力を要請するとともに、平和祈念展示資料館入館者や特別企画展・地方展示会の催事等を活用し入場者に対しその意義や必要性を訴え、実物資料の寄贈・寄託について協力を呼びかけた。この結果、年度計画期間中に寄贈された関係資料は合計682件となった。寄贈の内容は以下のとおりである。 ・ 平和祈念展(銀座会場)関連 寄贈資料 53件 ・ 平和祈念展(群馬・前橋会場)関連 寄贈資料 1件 ・ 特別企画展(11月)関連 寄贈資料 64件 ・ 特別企画展(2月)関連 寄贈資料 15件 ・ 寄贈寄託資料展関連 寄贈資料 54件 ・ 展示資料館関連 寄贈資料 495件

(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、500件以上収集する。

② 関係資料の範囲拡大、寄託から寄贈への切替え等の要請

② 記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。

② 資料寄託者に対し、寄贈への切替えや寄託の継続を求めるため、今期は資料寄託者28人に対し、資料収集・展示の意義及びその必要性について改めて文書を送付し、協力要請を行った。その結果、13人の寄贈承諾を得ることができ、資料40件を寄贈に切替えることができた。なお、残りの者については、寄託期間の延長の了解を得た。

<p>③ 外国政府等の関係資料の収集</p>	<p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、可能な関係資料の収集を行う。</p>	<p>③ これまでは中央集権国家であった旧ソ連の首都モスクワを有するロシア連邦を中心に戦後強制抑留関係資料の所在調査を行ってきたが、外国の政府等が保有する関係資料の収集等の推進を図るために設置された「外国資料収集等委員会」を平成17年12月10日に開催して、法人がこれまで所在調査を着手していない各地方・地域における抑留実態について調査の重点を置くこととし、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定した。</p> <p>また、専門的知識を有する外部機関の活用等も図りつつ、外務省欧州局、厚生労働省社会・援護局と連絡・連携を取りながら、ロシア連邦の公的機関において、戦後強制抑留関係資料の所在調査を進めた。</p> <p>所在調査については、ロシア連邦の公的機関のうち、所蔵資料の整理が比較的進んでいるロシア国立軍事公文書館において、中央アジア諸国に関する戦後強制抑留関係資料の調査を行うとともに、翻訳家である委員を現地に派遣し、現物資料の確認を行い、資料を複写入手することにより、中央アジア諸国の個別の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を取得することができた。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>12,297千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>8名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>AA</p>		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を採っており、「目標を大幅に上回って達成」したと判断できる。</p> <p>①国内における関係資料の収集</p> <p>資料の収集については、500件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者への働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は682件と目標を約36%上回る収集件数を確保することができた。</p> <p>また、適切な保管という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、法人の地道な取り組みにより、今期、寄託者28人のうち13人から寄贈の切替えの受諾を得た。今後とも、全寄託者に対し寄贈への切替えを働きかけるとともに、今後関係者の高齢化に伴い資料の散逸の懸念が増大すると予想されることから、関係者の理解を得ることにより、より一層の関係資料の収集に向けての努力を期待する。</p> <p>②外国政府等の関係資料の収集</p> <p>外国の政府等が保有する関係資料の収集を行うとの目標に対し、今期、法人では、中央アジア諸国に関する戦後強制抑留関係資料の所在調査を実施し、個別の強制収容所における建物の配置に関する資料等を取得した。</p> <p>今後、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。</p>			

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていく重要な業務であり、関係資料が関係者の高齢化に伴い散逸していくことが危惧される状況の下、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。

また、翻訳家である委員を現地に派遣し、現物資料の確認を行うことによって、外国資料についても真に必要なものをより効率的に収集することができる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。 また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。 ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。 ③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等	(2) 資料の保管 ① 適切な保管 ア カルテの作成 新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。 イ 環境の整備 収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。	① ア 今期寄贈された682件全ての資料について、その種類・状態・経緯、提供者等の資料の保存等の状況のほか資料提供者より提出された資料に関する調査票の記述を記録したカルテを作成した。 これらのカルテを作成することにより、寄贈していただいた関係者が置かれた当時の状況やその労苦をよりの確に把握することができるようになり、展示会等の入場者に対して、当時の状況をより具体的に訴えかける展示を実施することができるようになった。 イ 絵画資料については、これまで実施してきた展示会等の行事ごとにグループ化して整理していたが、この方法を改め、作者ごと、サイズごとに整理して、中仕切り、棚板材などを利用して配置し直した。これにより新たな収納スペースを確保し、出し入れの利便性を向上させたことにより、展示資料館をリニューアルした際に新設された「特設コーナー」への展示物の選定及び入替えが容易になり、また、関係資料館からの資料の貸出要請に対しても迅速に対応することができるようになった。

② 関係資料の適切な保存措置、複製の作成等

ウ 関係資料の修理等
専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管
必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。

イ 劣化防止

希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

ウ 複製の作成

希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。

ウ 現所蔵資料については、学芸員資格保持者により、順次、修理を目的とした状態評価をA～Eの5段階で行っている。物品資料については目視確認により、材質別の現所蔵資料間での相対的評価(損傷以外の判断材料として、金属は錆の進行度、布・皮革は縫製の状態及びカビの進行度、写真はネガ、紙焼きともに乳剤層の状態等に留意して判断を行っている)を行い、紙資料については、図書館で用いられている紙の劣化度の基準(5段階、Excellent(非常に良好な状態)～Very brittle(崩れかかっている状態))を参考とした絶対評価により損傷を見極め、これを基に具体的な修理、修復の必要性や優先度合いの判断材料とした。

また、新たに寄贈された資料及び展示会での展示資料は、その都度現状把握を行い、修理状況等に関するランク付け作業を実施した。

②

ア 関係資料は美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管し、そのうち紙類、布類、木類、金属類、皮革類の資料については、一括して燻蒸処理を実施し、密封処理済み資料、絵画資料、複製資料等とは別に保管した。また、写真資料等は資料によって適正温湿度が異なるため、キャビネット内での調湿剤使用、資料収納コンテナ・文書箱による外気の一定量遮蔽等の温湿度安定措置等を行い、適正な温湿度になるよう状況を監視した。

さらに、主に酸化防止を前提とした保護材による保護処置として、材質・状態に応じて無水アルコールによるカビの不活性化措置などを行ったうえで、薄葉の中性紙に包んだり、静電気防止素材のコンテナへ収納したりすることにより、資料に負荷がかからないような配慮を行った。

イ 紙資料のうち、平和祈念展などでの有効活用が見込まれる資料であって、保存状態が著しく悪いものについては、損傷の度合いに応じてドライクリーニング、密封などにより専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行った。

具体的には、資料の埃を除去するドライクリーニングを行い、ついで資料に悪影響を及ぼす装具を除去し、資料の酸化による劣化を防ぐため、水性方式(溶液の薬剤を使用)又は、非水性方式(粉末の薬剤を使用)で、脱酸性化処理(phを中性ないしは弱アルカリ性へ変化させる。)を行った。

さらに、紙周辺部等の破損部分を補修した後、ポリエステルフィルムを使用してエンキャプレーション(密閉)を行う等の処置を実施した。

ウ 希少性の高い関係資料については複製を作成し、平和祈念展示資料館に常設展示しているほか、地方展示会等で活用した。具体的には、平和祈念展(群馬・前橋会場)においては、以前作成した複製の中から臨時召集令状や各種証明書等の紙資料40点、袖無し外套、ノコギリ、斧、手製リュックサック、オムツで作ったワンピースなどを新たに展示した。また、地方展示会においては紙資料や袖無し外套などを展示した。

なお、本年度においては、「出撃作戦命令」のほか16点を新たに複製し、平和祈念展などにおいて展示することとした。

③ 関係資料の電子データ化	③ 新規で収集される関係資料・書籍等のうち8割以上の電子データ化を実施する。	③ 寄贈等により新たに収集した関係資料・書籍1,018点のうち9割を超える957点についてはデータベースシステムに入力を行った。既収集書籍で未入力であった分と併せて今期合計1,027点の関係資料等の電子データ化を実施した。 また、電子データ化された関係資料等について、更なる利便性の向上に向けたデータベース整備を行うための基本方針「独立行政法人平和祈念事業特別基金保有実物資料等のデータベース整備方針」(平成17年12月28日 理事長決定)を策定し、資料分類体系・コード体系等の見直し作業に着手した。
---------------	----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該業務に係る事業経費	19,885千円	当該業務に従事する職員数	5名
-------------	----------	--------------	----

■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA
---------------------	----

<p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>①適切な保管 カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、今期収集した資料682件全てについてカルテを作成した。また、作者ごと、サイズごとに整理する等資料の保管方法を見直し、体系的な保管を行うことにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。</p> <p>②適切な保存措置 適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていると認められる。また、希少性の多寡に応じて複製を作成する等適切な保存措置をとっていることも評価できる。引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。</p> <p>③電子データ化 新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度1018点のうち9.4割について入力するとともに、中期計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対しても、これまでの実績は2万7千点を上回り、目標達成に向けて進捗しているものと認められる。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 法人では、倉庫の収納方法を工夫等することにより保管スペースを確保するなどしており、本件業務を効率的に実施している。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。</p>

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示
■ 中期計画の記載事項	
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を20万人以上とする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を10万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p>	<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 展示内容の充実、展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万4千人以上とする。</p>	<p>①</p> <p>ア 平成17年が終戦60年の節目の年であること、平和祈念展示資料館は平成12年11月に開館してから5年経過していること、来館者から展示資料の入替え等の意見が寄せられていること、また、これまで多数の資料が寄贈・寄託されていること等に留意し、展示資料委員会からの意見も受けて、平成17年7月に平和祈念展示資料館のリニューアルを行った。リニューアルに際しては、来館者の視点に立って、来館者アンケート等の要望・意見を参考にしつつ、展示資料を従来の約340点から約420点に充実させるとともに、定期的に資料の入替えが可能な「特設展示コーナー」、来館者が個別に視聴できる「ビデオブース」及び展示資料に実際ふれることのできる「体験コーナー」をそれぞれ新設した。</p> <p>イ 平和祈念展示資料館の周知を図るため、これまでにビデオを配布していない全国の小学校3,000校に対し啓発用ビデオ及び平和祈念資料館の案内パンフレットを送付するとともに、視聴アンケート調査を実施した。また、旅行雑誌等各種情報紙に対する資料館の掲載働きかけ、首都圏における交通広告の展開、関係資料館に対するパンフレットの設置及びポスターの掲示依頼等、積極的に資料館の広報を実施した。さらに、地方自治体とのブロック会議開催時や関係資料館会議開催時の案内、校内放送番組製作コンクール対象校へのパンフレット送付、平和祈念展でのパンフレット及びポスターの掲示、書状等贈呈事業新聞広告での資料館案内の掲載等あらゆる機会を捉えてきめ細かな措置を講じた。</p> <p>入館者については、5月25日に開館以来1,376日目に20万人を達成し、当日入館された2名の方に記念品等を送るセレモニーを実施したが、法人を取り巻く情勢等もあり、年度当初資料館に係る広報費用を大幅に削減し、掲出媒体を抑制して広報を展開したところ、入館者数が期待できる前期、特に夏季に大幅に入館者数が減少した。しかしながら、その後、広報展開を工夫するなどにより、後期においては入館者数の減少に歯止めがかかり、平均実績に回復した。広報費用を総額で約3割削減している中で、今期の入館者数は、40,182人(今年度目標比9%減)となったが、平成17年度末までの中期計画目標の入館者人数合計(106,000人)に対しては118,411人と目標を約11%上回っている。</p> <p>また、説明員が団体見学者(4,522人)に対応(1,062人:団体見学者の約23%)を行うことにより来館者の理解促進を図った。</p> <p>この他、終戦の日、特別企画展や寄贈資料展の開催中における休館日(月曜日)の臨時開館、平和祈念フォーラムの実施日における開館時間延長など利用者のニーズに合わせ、開館日・開館時間の弾力的な運用を行った。</p>

② 特別企画展

② 特別企画展

終戦に伴う海外からの引揚げ関係及び兵士の労苦関係をテーマとした特別企画展を開催し、各回の入場者数の目標を3,300人以上とする。

② 特別企画展を平和祈念展示資料館企画展示室において2回開催した。

<1回目>

平成17年10月22日から11月13日までの23日間「終戦60年 今語り継ぐ海外引揚者の労苦～昭和20年夏、満州では～」と題し、ソ連軍の侵攻により、満州で暮らしていた日本人が体験した悲惨な出来事とその労苦について、時系列をおって、手記や証言、写真パネル及び関係資料で紹介した。会場壁面には、体験者の証言等を拡大パネルで展示するとともに、これまでの要望をも踏まえて体験談を聴けるように工夫した。入場者数は2,920人であった。

<2回目>

平成18年2月4日から26日までの22日間「絵手紙・絵画・写真で語る兵士の労苦」と題し、今次大戦において、家族や友人を残して戦地に赴いた兵士が家族との絆を確かめることに、また人々の心を支えることに大きな役割を果たした軍事郵便をはじめ、戦地でのスケッチ、漫画家・水木しげる氏が自らの体験を描いた戦記絵画、従軍カメラマンによる記録写真など約460点を展示し、家族との手紙を心の支えにしていた兵士の思いなど、戦地での過酷な体験をされた関係者の方々の労苦を紹介した。入場者数は3,150人であった。

また、新たに寄贈・寄託された資料・図書を展示する「平成17年度寄贈資料展」を平和祈念展示資料館企画展示室において平成18年3月2日から9日までの8日間開催した。これは、関係者の慰藉や労苦の継承のほか、寄贈者等の思いに応じて寄贈や寄託を更に促進することを目的として実施したもので、資料提供者及びその家族を含め1,132人が入場した。

③ 平和祈念展

③ 平和祈念展

平成17年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万人以上とする。

③ 平成17年8月11日から16日までの6日間、総務省、東京都の後援を得て、銀座松坂屋催事場で「平和祈念展」を開催した。

銀座展では、「世代を超えて！ 今語り継ぐ戦争体験の記憶」をテーマに、戦後さまざまな分野で活躍しながら戦争体験を語り継いだ方々を写真や資料で紹介したほか、労苦の実態を内容とするビデオ映像を上映した。「兵士の労苦」コーナーでは、漫画家の水木しげる氏の作品と従軍カメラマンの小柳次一氏の写真等を、「戦後強制抑留者」のコーナーでは、作曲家の吉田正氏、野球選手の水原茂氏らの紹介と抑留体験画家の作品等を、「海外からの引揚者」のコーナーでは、女優の小林千登勢氏らの紹介と引揚げ体験漫画家のちばてつや氏、赤塚不二夫氏らの作品等を展示した。また、各コーナーには体験者の証言を収録した証言ボックスを設置するとともにビデオコーナーを設け、関係者の労苦を内容としたビデオを放映した。

さらに、戦争体験のない若い世代やこれらの問題にあまり予備知識のない入場者にも理解を深めてもらいやすくするため、引揚げ体験者で女優の長山藍子氏、父親をシベリア抑留で亡くされた松島トモ子氏、エッセイストの海老名香葉子氏らによるトークショー「若い世代に語り継ぐ 私の戦争体験」を行った。入場者数は昨年を大幅に上回る約14,700人であった。

④ 地方展示会

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会
平成17年9月に「平和祈念展」を群馬県前橋市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会

委託事業により全国5ヶ所以上で開催する。

④

ア 法人主催「平和祈念展」を群馬県前橋市の群馬県庁・県民ホールにおいて、群馬県共催で、総務省、前橋市、群馬県教育委員会、前橋市教育委員会、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞東京本社前橋支局、産経新聞社前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、群馬テレビ、NHK前橋放送局、エフエム群馬の後援を得て、平成17年9月13日から19日までの7日間開催した。

群馬展では、「世代を超えて！今語り継ぐ戦争体験の労苦」をテーマに、関係者の労苦体験を物語る戦中・戦後の諸記録、証明書・手紙・身の回り品・写真・絵画等を展示したほか、各コーナーに体験者の証言を収録した証言ボックスを設置するとともに、ビデオコーナーを設け関係者の労苦を内容としたビデオ映像を上映した。さらに、郷土コーナー「戦時下の群馬」を設け、実物資料や写真パネルによる郷土部隊の足跡、戦時下の県民生活や群馬県内の空襲の状況等について分かりやすく展示した。入場者は約5,400人であった。

また、展示会初日、群馬県出身の漫画家で法人の「語り部」でもある斉藤邦雄氏により、出征からシベリア抑留までの体験にもとづく紙芝居を使い、来場者に対して関係者の労苦や平和の尊さを語り継ぐことができた。

イ 地方在住者の理解を深めるため、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省及び地方公共団体等の後援を得て、全国14ヶ所（北海道函館市、宮城県石巻市、茨城県水戸市、千葉県勝浦市、神奈川県大和市、愛知県名古屋市・半田市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、香川県さぬき市、愛媛県宇和島市、佐賀県佐賀市、長崎県諫早市）で地方展示会を15回開催した。恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料、今次大戦下の開催地の状況を物語る資料、シベリア抑留者が抑留中に描いた絵画、引揚船・収容所の模型等を展示し、合計で約11,050人が入場した。

これらの開催にあたっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。

⑤ アンケートの実施

⑥ ホームページによる提供

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。

⑥ ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、引き続き基準・内容・規模等を検討する。

⑤ 平和祈念展示資料館入館者総数の約3%に当たる1,366人からアンケートを徴し、半数を大きく上回る約8割から満足した旨の回答を得た。

なお、アンケートによって得られた要望等については、資料の充実のほか、館内をより明るくすること、説明(キャプション)文字を大きくすること、資料のレプリカなどに実際に触れることのできる体験コーナーを設置することなど、可能な限り平和祈念展示資料館のリニューアルに反映した。

平和祈念展及び特別企画展の入場者に対してもアンケートを実施し、平和祈念展(銀座展、群馬展)では回答者の8割以上の方から、特別企画展(11月、2月)では回答者の7割以上の方から満足した旨の回答を得た。また、これまでに寄せられた要望のうち、関係者の体験談を聴きたいとの要望が多かったことを踏まえ、10月の特別企画展に証言コーナーを設け、実体験者による生の声を聴くことにより、当時の状況をより現実的に体験できたこと、また、展示資料を増やして欲しいとの要望を踏まえ、2月の特別企画展では400点を超える資料を展示し展示内容の一層の充実を図ることができたことなど、より理解を深める展示に努めた。

⑥ 電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、公衆送信権等著作権法、個人情報保護法などに基づく基準を整理するとともに、公開の内容・規模等問題点、課題について、引き続き、内部において検討を行った。

<p>⑦ 関係資料の貸出し</p>	<p>⑦ 関係資料の貸出し</p> <p>関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	<p>⑦ 関係資料館である姫路市平和資料館を始め、地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出があり、展示会等の趣旨、内容等を勘案の上、以下のとおり総計400点の法人保有資料の貸出しを行った。</p> <p>地方公共団体等においては、各展示会等の趣旨に沿った有意義な展示資料の確保ができたことにより、新たな資料を収集・作成する手間、費用が節約できるなど展示会の円滑な実施が可能となった。</p> <table border="1" data-bbox="913 347 2110 845"> <thead> <tr> <th>貸出先</th> <th>行事名</th> <th>貸出資料</th> <th>貸出点数</th> <th>行事期間</th> <th>入場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>姫路市平和資料館</td> <td>春季企画展</td> <td>資料</td> <td>9点</td> <td>平成17年4月6日～7月6日</td> <td>約 4,940人</td> </tr> <tr> <td>姫路市平和資料館</td> <td>秋季企画展</td> <td>資料</td> <td>29点</td> <td>平成17年9月21日～12月25日</td> <td>約 6,140人</td> </tr> <tr> <td>山梨県</td> <td>戦争写真展</td> <td>写真パネル</td> <td>37点</td> <td>平成17年5月24日～30日</td> <td>約 1,700人</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td>平和祈念資料展</td> <td>写真パネルほか</td> <td>77点</td> <td>平成17年6月16日～7月13日</td> <td>約 38,900人</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>戦争パネル展 (戦没者追悼式に併設)</td> <td>写真パネル</td> <td>20点</td> <td>平成17年8月22日～25日</td> <td>約 1,500人</td> </tr> <tr> <td>(財)長門市文化振興財団</td> <td>海外引揚60周年祈念展</td> <td>写真パネルほか</td> <td>84点</td> <td>平成17年8月25日～9月10日</td> <td>約 1,350人</td> </tr> <tr> <td>(社)日本戦災遺族会</td> <td>戦災と平和展</td> <td>写真パネルほか</td> <td>14点</td> <td>平成17年10月7日～13日</td> <td>約 630人</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>平和祈念写真パネル展</td> <td>資料、写真パネル</td> <td>130点</td> <td>平成17年10月3日～11日</td> <td>約 230人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>400点</td> <td></td> <td>約55,390人</td> </tr> </tbody> </table>	貸出先	行事名	貸出資料	貸出点数	行事期間	入場者数	姫路市平和資料館	春季企画展	資料	9点	平成17年4月6日～7月6日	約 4,940人	姫路市平和資料館	秋季企画展	資料	29点	平成17年9月21日～12月25日	約 6,140人	山梨県	戦争写真展	写真パネル	37点	平成17年5月24日～30日	約 1,700人	延岡市	平和祈念資料展	写真パネルほか	77点	平成17年6月16日～7月13日	約 38,900人	茨城県	戦争パネル展 (戦没者追悼式に併設)	写真パネル	20点	平成17年8月22日～25日	約 1,500人	(財)長門市文化振興財団	海外引揚60周年祈念展	写真パネルほか	84点	平成17年8月25日～9月10日	約 1,350人	(社)日本戦災遺族会	戦災と平和展	写真パネルほか	14点	平成17年10月7日～13日	約 630人	市川市	平和祈念写真パネル展	資料、写真パネル	130点	平成17年10月3日～11日	約 230人	合 計			400点		約55,390人
貸出先	行事名	貸出資料	貸出点数	行事期間	入場者数																																																									
姫路市平和資料館	春季企画展	資料	9点	平成17年4月6日～7月6日	約 4,940人																																																									
姫路市平和資料館	秋季企画展	資料	29点	平成17年9月21日～12月25日	約 6,140人																																																									
山梨県	戦争写真展	写真パネル	37点	平成17年5月24日～30日	約 1,700人																																																									
延岡市	平和祈念資料展	写真パネルほか	77点	平成17年6月16日～7月13日	約 38,900人																																																									
茨城県	戦争パネル展 (戦没者追悼式に併設)	写真パネル	20点	平成17年8月22日～25日	約 1,500人																																																									
(財)長門市文化振興財団	海外引揚60周年祈念展	写真パネルほか	84点	平成17年8月25日～9月10日	約 1,350人																																																									
(社)日本戦災遺族会	戦災と平和展	写真パネルほか	14点	平成17年10月7日～13日	約 630人																																																									
市川市	平和祈念写真パネル展	資料、写真パネル	130点	平成17年10月3日～11日	約 230人																																																									
合 計			400点		約55,390人																																																									
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>454, 224千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>7 名</p>																																																											
<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>AA</p>																																																													

■ 評価結果の説明

今期法人では、資料館のリニューアルを行うなど、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を大幅に上回って達成」したと判断できる。

①平和祈念展示資料館

ア 戦後60年の節目を迎え関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうためにリニューアルを行ったことは特に評価できる。展示資料を充実するとともに詳しいキャプションを付け来館者の視点に立った展示を心がけたことなどにより、入館者の理解度・満足度の向上に役立つとともに、個人用ビデオブースや体験コーナー等の新設により青少年、特に小中学生を中心に関心、興味を喚起させることができた。さらに、定期的に資料の入替えが可能な特設展示コーナーの新設により、テーマごとにかつフレキシブルに展示内容の変更が可能となったことから、その時々々の要請に応じ3問題ごとの特色ある展示を行い、再来館者に対しても常に新鮮な印象を与えることができた。

イ 入館者数については、年度目標である4万4千人を若干下回る40,182人とどまったが、平成17年5月に開館以来20万人目の来館者を迎えるとともに、中期計画が始まった平成15年10月から17年度末までの入館者目標合計(106,000人)に対しては118,411人と目標を約11%上回っている。

また、終戦の日や平和祈念フォーラム実施日などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど利用者のニーズに合った運用を行っており評価できる。

②特別企画展

各回の入場者数3,300人以上との目標に対し、各回テーマを変え現在各界で活躍している著名人から作品等の拠出を願うとともに、証言コーナーを設置するなど工夫したが、特別企画展と同時に開催していた平和祈念フォーラムの回数を本年度は2回から1回に減少させた影響もあり、今期2回の実績は1回目が2,920人、2回目も3,150人と目標を若干下回った。

しかしながら、昨年に引き続き寄贈資料展を開催し、平成17年度中に寄贈された資料・書籍を展示したことは評価できる。

③平和祈念展

入場者数1万人以上という目標に対し、今期の実績は約14,700人と目標を40%以上上回った。これは、本年が終戦から60年という節目の年であることにふさわしい展示内容となるよう努めるとともに、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいようトークショーを実施したり証言ボックス・ビデオコーナーを設置したことによるものであり、評価できる。

④地方展示会

法人主催の「平和祈念展」入場者数5千人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、終戦から60年という節目の年にふさわしい展示を行ったことにより実績は約5,400人と目標を上回った。また、委託事業についても「地方展示会」開催5ヶ所以上という今期目標に対し、実績は14ヶ所と目標を上回った。

⑤アンケートの実施

資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、これを大幅に上回る約8割から満足した旨の回答を得た。

これらアンケート等の結果を資料館のリニューアルへ反映させたり、特別企画展等の展示内容等の充実に役立ており、評価できる。

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決していくことが期待される。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催にあたり、その趣旨にあわせ総計400点の法人保有資料を貸し出し、展示会の所期の目的を達成する一助となった。

また、資料の貸し出しにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに、より多くの人々に法人が保有している資料等をみてもらうこととなる。このように資料の貸し出しは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成する有効な手段の一つであると認められる。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人の設立目的たる極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、独立行政法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織がない法人が地方で展示会を開催する場合には、関係団体を活用するなどにより、効率的に実施しているものと認められる。

さらに、平和祈念フォーラムと特別企画展との一体的な広報の実施、臨時開館、開館時間の弾力化など、効率的な事業運営に意を用いていると評価できる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 労苦の実態把握	(1) 労苦の実態把握 関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は聞き取りによってとりまとめるための調査(以下「労苦調査」という。)の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。	関係団体に対し、体験者それぞれの労苦について手記または聞き取りによる労苦採録の委託を行い、地方組織を有する団体の地域的ネットワークを活用して事業の効率化を図った。体験者の高齢化の進展により調査対象である採録対象者が減少している中、平成17年度1年間で恩給欠格者から90件(手記30件、聞き取り60件)、戦後強制抑留者から55件(手記30件、聞き取り25件)、引揚者から25件(手記25件)採録した。この手記等については、戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典のほか各種歴史書籍等との照合を行い、かつ必要な場合には、当該体験者に照会するなどの方法により、史実との整合性、客観性の担保等に努め、平成18年度中『平和の礎17』として刊行予定である。	
当該業務に係る事業経費	45,756千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、関係者の高齢化が進展しており、手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が昨年の150件を上回る170件となった点は評価できる。 また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これらは、年月の経過により当時の状況が失われ記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」と評価できる。 今後は、蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。			

「必要性」

労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。

特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。

「効率性」

地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。

「有効性」

関係者の労苦の実態について、直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが後世への継承という観点から極めて有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 記録史の作成 ① 戦後強制抑留者の労苦に関する総合的な記録史の作成を目指し、「戦後強制抑留史」の編纂を引き続き進め、中期目標の期間中に完成させる。 ② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂に着手する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 記録史の作成 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂	(2) 記録史の作成 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂 編纂委員会等を開催し、資料の収集、海外所在の戦跡等について、調査分析検討等を行う。	「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂 平成15年度より進めてきた同史の編纂については、法人を取り巻く情勢と、事業の期間、費用等を十分踏まえて、事業展開を行うこととし、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、部隊・戦域等に関する証言を採録するとともに、体験記等の関係図書・文献について各地の図書館等での探索を行った。	
当該業務に係る事業経費	11,151千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		
■ 評価結果の説明 旧軍人軍属短期在職者労苦史(仮称)について調査分析検討を行うとの目標に対し、同史の編纂については、法人を取り巻く情勢や事業の期間、費用等を十分踏まえつつ事業を展開し、労苦の実態を把握するための調査を行っており、「目標を概ね達成」と認められる。 「必要性」 労苦史編纂は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説する本業務の必要性は高い。 また、労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という法人の目的に照らして必要な施策である。			

「効率性」

専門性や客観性を確保するため、専門的な学識経験者で構成する編纂委員会を設け、データ収集作業の一部を労苦体験者を構成員とする関係団体に委託するなどの施策を採用しており、効率的に実施されているものと認められる。

「有効性」

労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すこととなり、労苦の継承という法人の目的に照らして有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 外国調査の実施 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 外国調査の実施	(3) 外国調査の実施 ロシア連邦公的機関等からの資料収集のための資料所在調査を引き続き実施する。	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料等と併せて、ロシア連邦の公的機関等が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、専門家により構成される「外国資料収集等委員会」を開催するとともに、専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、外務省欧州局、厚生労働省社会・援護局と連絡・連携を取りながら、関係資料の所在調査を進めた。</p> <p>平成17年12月10日に開催した「外国資料収集等委員会」において、法人がこれまで所在調査を着手していない各地方・地域における抑留実態について調査の重点を置くこととし、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定した。この決定に基づき、所在調査については、所蔵資料の整理が比較的進んでいるロシア国立軍事公文書館において、中央アジア諸国に関する戦後強制抑留関係の資料の調査を行うとともに、平成18年3月に翻訳家である委員を現地に派遣し、現物資料の確認を行った上で、資料を複写入手し、中央アジア諸国の個別の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を取得することができた。</p>	
当該業務に係る事業経費	10,170千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の所在調査を引き続き実施するとの目標に対し、今期は中央アジア諸国に関する調査を進めるという方向性を定めるとともに、関係機関と連絡、連携をとりながら委員をロシア国立軍事公文書館に派遣し、中央アジア諸国の個別の強制収容所等に関する資料を入手することができたことから、「目標を十分達成」と判断できる。</p> <p>なお、関係者の高齢化や経年による当時の周囲状況の変化及び資料等の散逸が懸念されることから、できるだけ早急な調査の実施が望まれる。</p>			

「必要性」

外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。

戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。

「効率性」

ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、専門家により構成される委員会を設置することにより、専門性及び客観性を確保するとともに、まず収集のための所在調査を行うことが効率的な手段であると認められる。

「有効性」

戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。</p> <p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。 また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。</p> <p>④ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p>② ホームページによる提供</p>	<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。</p> <p>② ホームページによる提供 「戦後強制抑留史」に関するホームページ上での閲覧公開等について、検討する。</p>	<p>① 旧ソ連に現存する強制収容所、戦後強制抑留者が作業をした工場・鉱山、建設に従事した建物・鉄道・道路等の施設・建築物など、生活及び労働の実態を示す痕跡に関する情報を収集した「戦後強制抑留者の実態に関する調査」において、撮影・入手した写真・ネガフィルム(約5,000件)について、撮影場所、注釈等を付すなどの整理を行うとともに、電子データ化を完了した。 また、『平和の礎』については、16巻の作品(144件)の電子データ化及びデータベースシステムへの取り込みを完了した。</p> <p>② 『戦後強制抑留史』に関するホームページでの閲覧公開について検討し、著作権者からの承諾を得たデータの公開のための準備をほぼ完了した。なお、法律上の問題点、セキュリティ確保のためのシステム改善等技術・費用などの問題点等について、引き続き、検討していくこととした。</p>

③ 調査研究の成果の出版等

③ 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。「体験者証言ビデオ」も作成する。

③ 手記又は聞き取りにより採録した体験について『軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦(採録件数72件、613頁)』、『シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数47件、475頁)』、『海外引揚者が語り継ぐ労苦(採録件数25件、482頁)』各編に編纂の上、『平和の礎』第16巻としてそれぞれ刊行した。

また、『平和の礎』ダイジェスト版及び子供版については、『「平和の礎」選集』及び『「平和の礎」選集・児童書』として発行し好評を得ており、『「平和の礎」選集・児童書』第2巻については、更に増刷した。

戦後強制抑留者の労苦に関する啓発用ビデオとして、体験者の証言を取り入れた「シベリア抑留 その足跡を訪ねて—イルクーツク～タイシエツト周辺—」と題するビデオを作成した。

④ 出版物等の活用

④ 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

④ 平成16年度に刊行した『戦後強制抑留史』については、全国の人口5万人以上の市立図書館、国公立・私立大学・短期大学等約1800ヶ所に配布するとともに、ホームページ上での閲覧公開について、準備をほぼ完了した。また、その抄録の作成、翻訳などにより、外国においても周知されるよう活用を図るための準備を進めている。

また、平和祈念展示資料館のリニューアルに伴い、個別の入館者の希望に対応できる個人(二人)用のビデオブースを新たに設置し、希望するビデオの閲覧を可能にした。

さらに、法人が刊行した『平和の礎』各編、戦後強制抑留者の労苦に関する啓発用ビデオ(「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」)について、それぞれ全国の主要図書館、国公立・私立大学等研究施設等に配布したほか、平和祈念展示資料館において閲覧の用に供した。また、啓発用ビデオ映像については、10～16時毎時に展示資料館内のビデオシアターにおいて上映(これまでに法人が作成したビデオと校内放送番組制作コンクールの優秀作品集、計9本を日替わりで一日に7回上映)したほか、団体見学者の見学時には別途上映して説明した。さらに、若年層向けに作成した啓発用ビデオについては、全国3,000校の小中学校への送付と併せて、ビデオ視聴意識調査を実施し、今後の啓発用ビデオ作成に当たっての参考としている。

なお、『「平和の礎」選集』及び『「平和の礎」選集・児童書』については、それぞれの第1巻と第2巻を併せて団体見学者や希望する来館者に配布したほか、法人が直轄で実施した講演会・展示会等においても配布した。

当該業務に係る事業経費	59,964千円	当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」したと認められる。なお、総合データベースの構築などコンピュータシステムの利用に当たっては、その技術革新が日々進んでおり、陳腐化しやすいものであることに十分留意し、中長期的な見通しをもって事業を推進していく必要がある。</p> <p>①総合データベースの構築 収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、今期は戦後強制抑留者の実態に関する調査等約5,140件のデータの電子化・取り込みを完了した。</p> <p>②ホームページによる提供 法人が保有する資料を、ホームページで情報提供するための問題点について解決を図るべく努め、戦後強制抑留史の執筆者に許諾を得るなどデータ公開に向けての準備を行った。</p> <p>③調査研究の成果の出版等 『平和の礎』(第16巻)を刊行するとともに、「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」と題する抑留に関する啓発ビデオを作成した。また、『「平和の礎」選集・児童書』第2巻を5,000部増刷した。</p> <p>④出版物等の活用 資料館リニューアルにあわせて、資料館に個人用ビデオブースを新たに設置し、個別の入館者が希望する法人保有ビデオの閲覧を可能にしたことは、映像資料の積極的活用として評価できる。 また、『平和の礎』や『戦後強制抑留史』を資料館において閲覧に供するとともに、全国の主要図書館等や国公立、私立大学等図書館にも配布するなど、前年度以上の活用に向けて努力していると認められる。 なお、若年層向けの啓発ビデオについても全国3000校の小中学校へ配布しているが、配布に当たっては、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施し、その効果を測定したことも評価できる。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるが、公開に係る著作権等の問題もあり、そのための検討を進めていく必要がある。 また、ビデオ映像の学校関係への配布に当たって、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施したことは、視聴者の理解の促進や要望の把握に資する効率的な施策と認められる。</p> <p>「有効性」 国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。 ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。 ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催	(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 著名人等の体験者を変え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを茨城県水戸市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは350人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。	① フォーラムでは引揚げ体験や強制抑留体験を有する著名人等の体験談に加え、有識者による当時の内外情勢等背景事情の分かりやすい解説、ビデオの上映、歌・音楽と映像によって伝える労苦体験、映像と語りの中で上演する朗読劇等多様な構成とし、戦争体験のない若い世代やこれらの問題についてあまり予備知識のない入場者にも理解を深めてもらいやすくする配慮を行った。出演者には、引揚げを体験した女優・歌手、戦争体験があったり、関係者を近親者に持つ俳優・歌手・著名人を起用するなど、国民の関心を引くための工夫を施し、さらに当該労苦体験が生起するに至った背景事情等を有識者が解説するなど、理解を助け、深める構成上の工夫を行った。手話通訳を導入し、耳が不自由な方や車いす使用者の方を優先的に前方に配席するなどの配慮を行った。さらに、平成17年においては、終戦60年の節目の年であることを踏まえ、「終戦60年われわれは何を学ぶべきか」と題するシンポジウムを新たに開催するとともに、音楽や朗読劇等を取り入れるなど各種工夫を凝らし、企画内容の充実に努めた。 ア 茨城県水戸市の県民文化センターにおいて「平和祈念フォーラム－戦争体験の労苦、60年を経て、平和への願いを次の世代に語りつごう」と題したフォーラムを平成17年7月2日に実施した。 ○平和祈念フォーラム(平成17年7月2日) ・第一部 歌と映像による「歌に込められた戦争体験の労苦」 司会 生島ヒロシ氏 歌ゲスト 二葉百合子氏(歌手・「岸壁の母」で有名)、お父さんコーラス ペペ 朗読 長山藍子氏(女優・引揚げ体験者)

・第二部 体験談と解説によるフォーラム「語り継ごう戦争体験の労苦」

司会 生島ヒロシ氏

出演 長山藍子氏、二葉百合子氏、斉藤邦雄氏（漫画家・抑留体験者）

解説 田久保忠衛氏（外交評論家）

同フォーラムは、交通広告や新聞広告、県内の学校・公共施設等へのポスター及びチラシの配布、報道機関への情報提供など事前の広報などにより、450人の入場者があった。

また、同フォーラムの実施に当たり、入場者に対しアンケートを実施したところ、306人から回答を得、うち8割を超える方から内容がよかった旨回答を得た。

イ また、東京新宿の新宿住友ビル内ホールにおいて、「平和祈念フォーラム」と題したフォーラムを平成17年11月5日及び平成18年2月11日の合計2回実施した。

○平和祈念フォーラム（平成17年11月5日）

平成17年が終戦60年の節目の年であることを踏まえて企画し、「終戦60年平和祈念フォーラム」として開催

・第一部 二人の朗読劇「満州・希望と絶望の果てに」

出演 長山藍子氏（女優、引揚体験者）、大和田伸也氏（俳優、両親が引揚者）

・第二部 シンポジウム「終戦60年われわれは何を学ぶべきか」

司会・コーディネーター 増田弘理事長

パネリスト 山田辰雄氏（放送大学教授、慶應大学名誉教授）、半藤一利氏（作家）、藤原作弥氏（日立総研社長、前日本銀行副総裁）、長山藍子氏（女優）

○平和祈念フォーラム（平成18年2月11日）

総合司会 生島ヒロシ氏

・第一部 「歌・音楽と映像で語り継ぐ戦争体験の労苦」

出演 ボニージャックス、都立隅田川高等学校吹奏楽部

・第二部 体験談と解説によるフォーラム

「次世代に語ろう 戦争体験の労苦」

出演 有馬稲子氏（女優 戦前に朝鮮で生活した引揚体験者）、玉田元康氏（歌手 ボニージャックス 引揚体験者）、佐木隆三氏（作家 戦前に朝鮮での生活を体験）、長門裕之氏（俳優 少年時代に終戦を体験）

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催
「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、12回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図る。

新宿の平和祈念フォーラムでは、インターネットに掲載された様式に必要事項を入力して応募するシステムを開発して使用したことにより従前のメールによる応募よりもフォーラムへの参加申込を容易にしたほか、交通広告や新聞広告、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどにより、各回の入場者は、各回300人を越え、延べ700人を超えている。

また、同フォーラムの実施に当たり、入場者に対しアンケートを実施したところ、約470人から回答を得、約8割から内容がよかった旨回答を得た。

さらに、平成17年11月5日に実施した平和祈念フォーラムについては、その周知を図るため、シンポジウムの報告を内容とした『終戦60年 われわれは何を学ぶべきか。』と題する冊子を作成し、国公立・私立大学図書館等に配付することとしている。

② 地域のネットワークを有する団体に委託することにより、以下のとおり17ヶ所で18回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。また、このうち13回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

委託先	開催場所	開催日
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	神奈川県大和市「大和市生涯学習センター」	平成17年9月6日
	長崎県諫早市「諫早市中央公民館」	平成17年9月29日
	愛知県名古屋市「桜華会館」	平成17年10月20日
	香川県さぬき市「志度音楽ホール」	平成17年10月29日
	宮城県石巻市「石巻市河北総合支所」	平成17年11月13日
	佐賀県佐賀市「佐賀市図書館」	平成18年1月18日
	滋賀県大津市「明日都浜大津 ふれあいプラザ」	平成18年1月22日
	愛知県名古屋市「桜華会館」	平成18年2月17日
(財)全国強制抑留者協会	愛媛県宇和島市「宇和島市総合福祉センター」	平成17年6月12日
	岩手県盛岡市「岩手県公会堂」	平成17年7月5日～10日
	茨城県水戸市「茨城県立県民文化センター」	平成17年7月29日
	北海道函館市「亀田福祉センター」	平成17年9月13日
	福島県会津若松市「中の島会館」	平成17年9月23日
	愛知県半田市「半田市福祉文化館」	平成17年10月9日
	三重県津市「アスト津」	平成17年10月16日
	鳥取県琴浦町「まなびタウンとうはく」	平成17年11月12日
(社)引揚者団体全国連合会	愛知県春日井市「牛山小学校体育館」	平成17年11月13日
	岩手県一関市「総合防災センター」	平成17年10月30日

<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p>	<p>③ 高校生を対象とする戦争体験の労苦をテーマにした校内放送番組制作コンクールは、「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の呼称で行っており、第2回の高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、主として関東近県の学校を対象に参加を呼びかけ、参加校から提出されたビデオ作品の企画書について法人において審査を行い、事業への理解度、労苦体験を後世に継承するための企画力、構成の巧みさ、おもしろさや映像手法の訴求力等の観点から優秀と認められた学校を優秀企画校として、選定した。</p> <p>今年度は、昨年度参加計20校の中から優秀と認められた優秀企画校として選定した10校について、実際の番組制作を行わせ、完成した作品については、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会を設け、審査を行い、特別企画展開催中の11月13日、住友ホールにおいて表彰式を実施した。なお、今回のコンクールには、関東近県以外から初めて福岡県大牟田高校が参加し、同校は優秀企画校に選定され、映像を制作した。また、今回は、参加校で初めてアニメーションを活用した作品が制作されるなど第1回に比べ創意工夫が見られた。</p> <p>さらに、東京都片倉高校・上野高校、神奈川県座間高校のコンクール上位3校の映像作品については、平和祈念展示資料館において上映するなど多角的な活用を図っている。</p> <p>また、第3回については、全国約5,300校の高校に参加を呼びかけるなど、実施方法、スケジュール等の見直しを行い、翌18年度から募集を行うための準備を進めた。</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>76,852千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>7名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>AA</p>		

<p>■ 評価結果の説明</p> <p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>水戸市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を3回実施したが、入場者数は合計で1,150人以上と年度計画の950人以上を20%以上上回った。なお、開催する会場による制約を踏まえながらも、なるべく多くの希望者が入場できるように工夫することが今後の検討課題である。</p> <p>また、入場者に対して実施したアンケートにおいても、どの開催も約8割の方から平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得た点も評価できる。</p> <p>とりわけ、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車いす使用の方を前方に配席するなどの配慮、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いて若年層にもなじみやすくしていること、平成17年が終戦60年の節目の年であることを踏まえて企画したことなど各種の工夫をしている点も大いに評価できる。</p> <p>② 労苦を語り継ぐ集いの開催</p> <p>今期12回以上開催するとの目標に対し、18回開催するとともに、このうち13回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。</p> <p>③ 校内放送番組制作コンクールの開催</p> <p>「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の表彰式を特別企画展開催中に実施して事業連携を図るとともに、優秀企画校が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、その効率的な利用を図っている。</p> <p>また、関東近県以外の福岡県からの参加やアニメーションを活用する作品の制作などに見られるように、コンクールが「広がり」を見つつあることも評価できる。</p>

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

講演会(フォーラム)・高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの表彰式については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館や同時に開催した特別企画展との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いているほか、平成17年が終戦60年の節目の年であることを踏まえて企画するなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。 また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。			
■ 平成17年度における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 語り部の育成	(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成するとともに、平和祈念展示資料館に配置、東京近郊の学校に派遣し、積極的活用を図る。	関係者の労苦を生々の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館の入館者の多い休日や団体見学日等を中心に配置し、多くの入館者からの質問や疑問に直接対応した。 また、「語り部」を東京近郊の小学校の要請を受けて派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。前年度は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の6小学校の学童延べ16クラス、約460人に対し実施したが、本年度においては、10小学校の学童延べ26クラス、約820人に直接語りかけ質問等に対応した。今期の試みとして、東京都大田区立糎谷小学校において親も参加できる学校公開授業日に派遣し、親子が共に学ぶことにより世代間相互で関係者の労苦について理解を深める機会を提供することができ、法人の育成した「語り部」をより有効に活用することができた。親子が労苦の理解を共有することにより学校のみならず、家庭や地域においても労苦を語り継ぐ契機となった。 さらに、「語り部」事業をより充実させていくため、「語り部」としての心構えや来館者、特に児童・生徒に対しての接し方、話し方について研修・実習を行った後、直接の労苦体験者4人を新たに「語り部」に追加委嘱し、総数22人の「語り部」を確保することができた。	
当該業務に係る事業経費	8,453千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
■ 評価結果の説明 語り部を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、今期は語り部をこれまでの18名に加え新たに4人育成し、労苦を語り継ぐ体制の充実を図った。また、平和祈念展示資料館へも土日等来館者の多い期間を中心に配置して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。さらに今期は、「語り部」を関東近郊の小学校の学校公開授業日に派遣し、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。このように分かりやすく語り継ぐために、語り部を積極的に活用しており「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。			

「必要性」

語り部の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。
また、直接語りかけることにより、来館者等の理解を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。

「効率性」

語り部の派遣・育成に際しては、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、外部資源を有効に活用して、効率的に派遣・育成したものと認められる。

また、語り部委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。

「有効性」

単に資料だけを展示するよりも、語り部がその背景等を解説する方がより理解が深まるものと期待され、語り部の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。		
■ 平成17年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(4) 催し等への助成	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。	<p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業に対し助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シベリア抑留関係中央慰霊祭」 平成17年10月26日、東京都千代田区の九段会館で開催(参加者約1,100人) ・「地方慰霊祭」 北海道、岩手県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、熊本県の全国21ヶ所で開催(参加者約2,915人) ・「シベリア慰霊訪問」 沿海地方、ハバロフスク地方、アムール地方、クラスノヤルスク地方、チタ地方、バイカル地方、イルクーツク地方の7地方に8班が訪問(参加者69人) <p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業に対して助成を行った。これは、ロシア国民に強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓発蒙するために実施されたものである。なお、従来は主に報告事項を中心に開催していたが、今回は新たな試みとして初めて東京においてシンポジウムを開催し、関係団体の他、関係省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「抑留問題 日・露シンポジウム①」平成17年9月7日、ロシア・モスクワ市メトロポール・ホテルで開催(参加者約30人)。 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会理事長鈴木善三氏ら5名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア科学アカデミー東洋学研究所ニコラエフ氏ら15名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。 ・「抑留問題 日・露シンポジウム②」平成17年10月26日、九段会館で開催(参加者約70人)。 ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア科学アカデミー東洋学研究所ニコラエフ氏ら5名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、理事長鈴木善三氏をはじめ、総務省、外務省、厚生労働省の関係担当官及び法人理事長など67名の出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。 ・「シベリア抑留関係展示会」平成17年7月5日～10日、岩手県盛岡市の岩手公会堂で開催(入場者約2,250人)

当該業務に係る事業経費	56,776千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、全国22ヶ所での慰霊祭実施、7地方8班の現地(シベリア)慰霊訪問の派遣、3回のシンポジウム・展示会に、延べ約6,430人(前年度は延べ約5,600人)の参加を得ることができたこと、また、今期初めてシンポジウムを東京で開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈 ア 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。 (ア) 内閣総理大臣名の書状 (イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯 (ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品 イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p>	<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p>	<p>① 平成17年度における恩給欠格者に対する書状等の贈呈件数は 4,204件、対前年度比は 70.0%であった。 (平成14年度 9,125件、平成15年度 9,588件、平成16年度 6,008件、対前年度比は 62.7%)</p>

アー1 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。

アー2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年が1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

アー3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

イ アー1からアー3の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

・ 左記「達成目標」欄記載のアー1の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 2,130件であった。

また、慰労の品の贈呈件数は 3,105件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成14年度 5,067件、平成15年度 5,375件、平成16年度 3,359件)

(慰労の品の贈呈件数は、平成14年度 5,744件、平成15年度 5,883件、平成16年度 4,005件)

・ 同アー2の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 256件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成14年度 513件、平成15年度 437件、平成16年度 358件)

・ 同アー3の条件の恩給欠格者に対する書状の贈呈件数は 1,168件であった。

(書状の贈呈件数は、平成14年度 2,633件、平成15年度 2,597件、平成16年度 1,546件)

・ 同イの条件の恩給欠格者の遺族に対する書状の贈呈件数は 650件であった。

(書状の贈呈件数は、平成14年度 912件、平成15年度 1,179件、平成16年度 745件)

② 平成17年度における戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 461件、対前年度比は 90.2%であった。
(平成14年度 689件、平成15年度 596件、平成16年度 511件、対前年度比は85.7%)

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

③ 引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

③ 平成17年度における引揚者に対する書状の贈呈件数は 1,609件、対前年度比は 73.2%であった。
(平成14年度 1,652件、平成15年度 3,371件、平成16年度 2,199件、対前年度比は 65.2%)

法人は、これまでも新聞(全国紙・地方紙)等の多様な広報媒体をもって周知活動を行ってきたが、今期も、自治体を通じての広報活動を強化し、都道府県に加えて市区町村の自治体広報紙(誌)への掲載を依頼した。依頼先は、昨年と同様に全都道府県・市区町村に対し行い、全体で2,500ヶ所であった。

対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるよう、全国の都道府県庁・市区町村役場に広報ポスターを掲示し、福祉関係の窓口に予め配付し、無理なく入手できる体制をとった。

また、この請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することも可能であり、自治体において用紙切れ等の際にも即座に入手できる体制をとっている。

請求書類の提出があった場合には、請求者に対して、受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知している。請求者は、この通知で受け付けられたことを確認して、安心感を持つことができ、進捗状況の照会がしやすくなるとともに、法人としても照会に対する回答を迅速に行うことが可能となっている。

		<p>恩給欠格者の請求に必要な履歴申立書の記載については、「請求者自身が自らの軍歴証明を行わなくてもよい。」「記憶の範囲での記載で可能である。」等との指導を行う一方で、法人が都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行う等できるだけ請求者の負担を軽減している。</p> <p>請求内容を磁気データ化し、請求時点における重複の確認、恩給欠格者に係る都道府県・厚生労働省への軍歴確認調査の振り分け、引揚者に係る交付金受給調査等の振り分け、書状等の発送に関する電算処理等を行って省力化を図っている。</p> <p>また、請求者のデータを照会するシステムを構築し、請求後の進捗状況の問い合わせに対して迅速・的確な回答を可能としている。</p>	
当該業務に係る事業経費	289,386千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈にあたっては、軍歴確認等当時の記録を精査する必要があるが、戦後60年余りを過ぎ関係者の高齢化も進む中、年々確認作業に困難性が増しており、関係者又はその遺族に書状等を贈呈するとの目標に対し、今期の贈呈件数は6,274件と、全体で平成16年度を28%下回るものとなった。</p> <p>しかしながら、今期、法人では請求書類の押印を省略し、記載方法を簡素化するなど手続きを見直すとともに分かりやすい説明に心がけた。また、平成16年度に引き続き法人主催の全ての平和祈念展、特別企画展及びフォーラム等において相談窓口を会場に設置した。さらに、新聞雑誌等の広報に加え、自治体広報紙(誌)への掲載の働きかけを強化した。</p> <p>これらのことから、贈呈件数は前年度を下回ったものの、着実に事業を遂行している点と請求件数増加のための法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」したと判断できる。</p> <p>なお、贈呈件数の減少は対象者の高齢化が主な要因ではないかと考えられるが引き続き法人には潜在的な贈呈対象者のために事業を周知する努力を求めたい。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈事業は、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるよう全国の都道府県庁・市区町村役場の福祉関係の窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。</p> <p>この請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することも可能であり、用紙切れ等の際にも即座に入手可能であるなど、総じて効率的な業務運営を行っていると認められる。</p> <p>また、請求書類の提出に対し、請求者に対して、請求書類の受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知しているが、これにより、請求者が照会しやすくなり、かつ、法人からの回答も迅速化するなど、効率と利便を兼ねた施策と認められる。</p>			

「有効性」

書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によると、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。よかった。私自身の青春も無駄でなかった。両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6ヵ月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 標準期間の設定	(2) 標準期間の設定 審査期間6ヵ月以内に処理を終えるものの割合を95%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、引き続き基礎データの把握に努める。	<p>○ 恩給欠格者の場合は、請求書を受け付けた月から軍歴の在職年等確認調査(各都道府県及び厚生労働省依頼)が終了し、法人の審査を終了した月までの標準審査期間を6ヵ月間とし、平成17年4月受付分のものから月毎の調査を行った。</p> <p>また、引揚者の場合も、受け付けた月から引揚者特別交付金対象者資格の有無の確認調査(総務省依頼)が終了し、法人の審査を終了した月までの標準審査期間を6ヵ月間とし、平成17年4月受付分のものから月毎の調査を行った。</p> <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恩給欠格者に対する書状等贈呈事業においては、平成18年3月末現在における平成17年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率は98.1%(前年度は98.2%)であるが、受付後4ヵ月以内には85.7%(前年度は85.8%)を審査終了するなど、期間内の処理の向上に努めた。 ・ 引揚者に対する書状贈呈事業においては、平成18年3月末現在における平成17年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率は99.2%(前年度は96.5%)であるが、受付後4ヵ月以内には95.3%(前年度は93.5%)を審査終了するなど、期間内の処理の向上を図った。 ・ また、平成17年度の戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する贈呈事業においては、請求を受けてから約3ヵ月程度で処理している。 ・ 恩給欠格者の認定困難案件(公的機関調査や本人調査でも軍歴が判明しないもの)については、その事案の内容等を分類し、その傾向等を調査して、今後の処理の参考となるようデータの把握に努めた。 ・ 法人では、審査期間を把握・短縮化するため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗状況を管理するシステムを使用し、パソコン上での管理検索を可能としている。 <p>この結果、処理件数等の実績把握を容易にし、また、個々の事案の進捗状況の詳細も把握できるようになっている。</p>

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	AA		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6カ月以内に審査を終えるものの割合を95%以上とするとの目標に対し、今期実績は98.1～99.2%（前年度は96.5～98.2%）であるが、受付後4カ月で85.7～95.3%（前年度は85.8～93.5%）の審査を終了するなど、前年度からさらなる処理の促進を図った。なお、戦後60年を経過し高齢化が進み聞き取り調査に困難を極めていること、軍歴確認や在職年確認調査等の確認のための公的資料が100%保存されていないことや各都道府県担当者の組織変更及び縮小化が進んでいることなどから調査困難事案が発生し、審査期間が長引いているものがあるが、これは法人の努力のみでは避けられないものであり、この調査困難事案を除くとほぼ100%の期間内の処理となっている。</p> <p>また、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行っており、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となっていることから、今期の実績は「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>今後とも、請求者の高齢化という事情を考慮し、ただ単に目標を達成するにとどまらず、可能な限り審査期間の短縮化を図ることが期待される。</p> <p>「必要性」</p> <p>早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 未請求者への周知 地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市区町村の広報紙(誌)への請求促進記事の掲載協力その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 未請求者への周知	(3) 未請求者への周知 新聞広告及び市区町村広報紙(誌)への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討し、関係者への周知に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の1回の新聞広報に対し、今期は平成17年12月及び平成18年2月の2回、全国紙5、ブロック紙3、地方紙66の計74紙に新聞広報を行った(法人広報)。 ・平成17年8月、全国紙2紙、地方紙69紙に新聞広報を行った(政府広報)。 以上の新聞広報により電話相談件数の増加(広報前の7月の199件が広報後の8月は1,203件等)及び受付件数の増加(広報前の8月の182件が広報後の9月は273件、10月は315件、11月は397件、12月は426件等)へつながる効果があった。 ・平成17年8月、都道府県及び市区町村の地方自治体広報紙(誌)への掲載協力依頼を行った。依頼先は昨年と同様に全都道府県・市区町村に対し行い、全体で2,500ヶ所であった。さらに、ホームページに掲載した市区町村もあるなど副次的な効果もあった。 ・平和祈念展示資料館(常設展示)では、恩給欠格者及び引揚者の書状・銀杯展示スペースの近くに、書状等贈呈事業のポスターを掲示し、申請案内パンフレット及び申請書類を常備するとともに、事業部内に相談窓口を常設している。 ・企画展示室で開催した「特別企画展」においては、平成16年度から引き続き相談窓口を設置し、相談者と面談して説明・請求指導を行った。 また、水戸市内を始め銀座松坂屋デパートや前橋市内で開催した「平和祈念展」等の会場内に、平成16年度から引き続き出張相談窓口を設置し、書状等贈呈事業のポスターを掲示し、請求案内パンフレット及び請求書類を備えるとともに、相談者と面談して説明・請求指導を行った。 その結果、出張相談窓口における相談者数が634人と前年度(213人)の約3倍となった。 ・住友ビル地下1階で開催した「平和祈念フォーラム」の際には、会場の数カ所に、書状等贈呈事業のポスターを掲示した。 	
当該業務に係る事業経費	97,944千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、従来からの新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年1回から年2回に強化するとともに、平成15年度から自治体広報紙(誌)という低コストの媒体を積極的に活用しており、今期も引き続き都道府県に加え市区町村に対して積極的に更なる掲載依頼を行った。その結果、一部自治体では広報紙(誌)だけでなく自治体ホームページにも掲載されるなど、働きかけの成果が出ている。

さらに、平成16年度から引き続き平和祈念展会場に相談窓口を設置するとともに、特別企画展やフォーラムの際にも相談窓口を常設する等、あらゆる機会に種々の手法を用いて未請求の関係者への周知を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。

「必要性」

書状等贈呈の対象者等の高齢化が進む中、未だに多数の未請求者が存在することに鑑みれば、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知し、一人でも多くの関係者に書状等を贈呈することが必要である。

「効率性」

新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する不特定多数の未請求者に対し、広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。

さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は費用対効果に優れたものと認められる。

「有効性」

未請求者が全国に居住していること、不特定多数の者に対する広報活動が必要なこと等を考慮すると、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知し、また、相談窓口の設置等で対象者等に事業を周知することは、一人でも多くの関係者を慰藉するために有効な施策である。

また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、書状等贈呈事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 効果的な広報	(1) 効果的な広報 当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。	◎ 広報の実施状況 平成17年度においては次のとおり各種媒体を用いて広報を行った。 ① 法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に年報(16年度版3,700部)、基金だより(17年8月号16,500部)を配布 ② 平和祈念展示資料館への入館促進のため、交通広告、新聞広告、雑誌、情報誌への広告の掲載等 ③ 平和祈念展(群馬会場)、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するため、交通広告・新聞広告の掲載、ポスターチラシの配布等 ④ 書状等贈呈の請求促進のため、中央紙・地方紙への新聞広告、政府・自治体広報紙(誌)を活用した広報等 ⑤ 職員への平和祈念展示資料館に対するアンケートを基に、東京都庁に平和祈念展示資料館のパンフレットを常置 ⑥ 内閣の広報誌『Cabinet』10月15日号及び2月1日号にフォーラムの実施報告を掲載し、法人の事業活動を具体的に紹介 ⑦ 特別企画展のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置 これらの広報を行うに当たっては、以下の工夫を行った。 ① 平和祈念展示資料館の広報に当たっては、より注目を集めるよう、戦争の労苦体験のある漫画家水木しげる氏にキャラクターデザインを依頼 ② 平和祈念展示資料館及び平和祈念展に書状等贈呈のポスター掲示、請求書類の常備、相談コーナーの開設 ③ 平和祈念展示資料館の交通広告に書状等贈呈に係る照会先情報を併せて掲載 ④ 特別企画展・フォーラム用ポスター等に、平和祈念展示資料館案内情報を併せて掲載 ⑤ 特別企画展・フォーラム開催に当たって既参加者への案内状の送付 ⑥ 基金ホームページの充実

◎ 広報活動の成果等

これらの広報活動の効果もあり、平成17年度の平和祈念展(銀座展)来場者は、今期目標1万人に対し約1万4千人を記録した。

また、平成17年度における恩給欠格者・引揚者に対する贈呈件数は、関係者の高齢化等に伴い減少傾向にあるものの、戦争に対する国民意識が高まりをみせる8月に例年実施している政府広報では、前期までの新聞突出しによる広報よりもアピールが出来るよう、今期は紙面でのスペースを拡大し新聞半5段の広報を実施した結果、電話相談など問合せ件数が通常月よりも大幅に増加した。さらに展示会広報等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業に関する広報を実施した結果、展示会場に併設した書状等相談窓口に多くの方々が訪れ、きめ細かい相談業務がその場において可能となった。

なお、経費面については徹底した効率化を行い、無償で実施可能な政府広報や自治体広報の活用をはじめ、交通広告における掲載路線の見直しや年間割引の適用など、経費の全般的な節減を図ったが、上記のとおり、広報活動により多大な成果を得、きめ細かいサービスが提供できるようになった。

当該業務に係る事業経費	256,939千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、戦争に対する国民意識が高まりをみせる8月にあわせて政府広報を実施し、従来にも増して効果的に法人の行う書状等贈呈事業を周知させたこと、さらに展示会場での相談等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業についての広報を実施したことは評価できる。

なお、経費面については、無償で実施可能な政府広報や自治体広報の積極的活用をはじめ、交通広告における掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における書状等贈呈相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図った。

これらの広報活動の結果、資料館への来場者数は約4万人と目標値を若干下回ったものの、平和祈念展(銀座展)来場者数は今期目標を上回る約1万4千人を記録し、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。

「効率性」

広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。

なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストな広報手法であるため、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものであると考えられる。

「有効性」

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) ホームページの充実 ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を30万件以上とする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) ホームページの充実	(2) ホームページの充実 ホームページへのアクセス件数が増加するよう内容を充実させ、アクセス件数の目標を40万件以上とする。	<p>◎ ホームページの内容の充実 特別企画展や平和祈念フォーラムの開催案内などは、周知の迅速化を図るため、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新した。また、利便性の向上のためにホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステムを導入した。 さらにイベントについては、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省発行のメールマガジンに掲載したほか、前期に引続き平和祈念展示資料館の案内を携帯情報端末サイトへ掲載するなど、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。</p> <p>◎ ホームページのアクセス件数 アクセス件数は、徐々に増加し8月には6万件を突破した。その後、3万件台で推移していたが、12月には過去最高の10万件を超え、年度合計として515,612件を記録した。</p>	
当該業務に係る事業経費	930千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

ホームページの内容を充実させアクセス件数を40万件以上とするとの目標に対し、今期は、イベント情報など常に最新の情報を提供することにより内容を充実させたこと、総務省メールマガジンを活用したことなどにより、目標値を大きく上回る515,000件超のアクセスがあった。前年度に比して7万7千件の増加であり、「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 地方公共団体との連携強化 各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するなど、地方公共団体に対して、書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 地方公共団体との連携強化	(3) 地方公共団体との連携強化 「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」、「基金だより」等を地方公共団体あてに配布し、書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。	<p>◎ 都道府県実務担当者ブロック会議の開催 都道府県実務担当者ブロック会議は、都道府県の実務担当者に対し、法人の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として、年度毎に東京と地方とで交互に開催している。 17年度は東京(法人)において実施し、都道府県より担当者68名が出席した。 会議は、初日に、総務省より国会の動き及び特別記念事業と都道府県の関わりについての説明のあと、法人より概要説明を行うとともに協力依頼を都道府県に行った。また、関係者の労苦に関する資料収集・展示・調査研究、平和祈念展、特別企画イベントの開催等の労苦継承事業、恩給欠格者及び引揚者に対する書状等贈呈事業等についての概要説明も行い法人の活動について理解を深めた。 2日目は、慰藉事業研修として、法人顧問であり、外交評論家の田久保忠衛氏より講演会「『戦後強制抑留史』—シベリア抑留とその背景—」を行った。 会議後にアンケートを実施したところ、半数を超える参加者から講演会は大変興味をひき有益であった旨の回答を得た。</p> <p>◎ 舞鶴市主催海外引揚60周年記念式典への講師派遣 平成17年10月7日に舞鶴市主催で開催された海外引揚60周年記念式典を舞鶴市の依頼により後援するとともに、記念講演会の講師に法人顧問である田久保忠衛氏を派遣した。</p> <p>◎ 地方公共団体あて事業案内等の配布 法人設立の趣旨や労苦継承事業、書状等贈呈事業などについて理解を深めるため、都道府県、政令指定都市及び市区町村(援護担当課等)に年報を配布した。 また、法人の動向について理解を深めるため、都道府県、政令指定都市及び市区町村(援護担当課等)に基金だより(平成17年8月号)を配布した。</p> <p>◎ 地方公共団体の広報紙(誌)の活用 「広報紙(誌)への掲載協力依頼について」(8月1日付)を各都道府県・市区町村あてに送付し、法人の行う書状等贈呈事業に関して一層の理解を求め、広報掲載を働きかけた。</p>

当該業務に係る事業経費	4,578千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県担当者とのブロック会議を開催し、法人の業務である書状等の贈呈事業を始め、法人の事業全般について理解を深めてもらうとともに、各事業に対する協力要請ができたこと、さらには、ブロック会議参加者全員が法人をとりまく状況や活動状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、舞鶴市主催の海外引揚60周年記念式典を後援し、講師を派遣したことや、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することにより、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、例えば軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、例えば軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(4) 関係資料館とのネットワーク化 各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運営目的が類似している全国12の資料館との間で、意見交換、各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 関係資料館とのネットワーク化	(4) 関係資料館とのネットワーク化 基金と運営目的が類似している全国13の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で情報の共有、知見の集約を行う。	平成17年10月31日、11月1日の両日、東京新宿の平和祈念事業特別基金において「関係資料館会議」を開催した。 同会議は、法人の平和祈念展示資料館と設置目的などが比較的類似した全国の資料館で構成しており、13の資料館から合計14名の参加を得た。 1日目は、各資料館の入館状況報告、入館促進、理解促進のための広報活動実績の報告に引き続き、来館者の要望と対応、入館促進につながる常設展示外の活動などについて、それぞれ状況報告を行うとともに、質疑応答とフリーディスカッションを行った。設置規模や運営人員規模等、条件がそれぞれ異なる関係資料館が相互に情報の共有・意見交換等を行うことにより、連携強化が図られた。 2日目は、平成17年7月にリニューアルした「平和祈念展示資料館」及び特別企画展「終戦60年 今語り継ぐ海外引揚者の労苦～昭和20年夏、満州では～」の視察・説明を行った。 このほか、各資料館から展示に関する相談を受けるとともに、資料の相互の貸出などについて協議を行うなど、関係資料館相互の情報共有・連携強化を図った。 なお、平成18年3月に東京千代田区に開館した「しょうけい館(戦傷病者史料館)」に対しては、同館の展示資料作成のため、情報を提供するなどの協力を行うとともに、関係資料館会議への参加を働きかけた。	
当該業務に係る事業経費	644千円	当該業務に従事する職員数	8名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	B		

■ 評価結果の説明

関係資料館との意見・情報交換等を行いネットワーク化を進めるとの目標に対し、類似する資料館関係者が一堂に会する会議を行い、入館者数の増加策や入館者の理解促進策に関する意見交換を行うとともに、資料の相互貸出しや展示に関する相談を行うなど関係資料館相互の情報共有・連携強化に一定の進展があったものと認められることから、「目標を概ね達成」と判断できる。

「必要性」

条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じ理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(5) 外国の関係機関との関係強化	(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料と併せて、ロシア連邦等旧ソ連の公的機関等が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、専門家により構成される「外国資料収集等委員会」を開催するとともに、専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、外務省欧州局、厚生労働省社会・援護局と連絡・連携を取りながら、関係資料の所在調査を進めた。</p> <p>平成17年12月10日に開催した同委員会において、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定したことを踏まえ、所在調査については、所蔵資料の整理が比較的進んでいるロシア国立軍事公文書館において、中央アジア諸国に関する戦後強制抑留関係資料の調査を行うとともに、平成18年3月に翻訳家である委員を現地に派遣し、現物資料の確認を行った上で、資料を複写入手し、中央アジア諸国の個別の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を取得することができた。</p> <p>また、ロシア国立軍事公文書館及びロシア連邦国立公文書館を平成18年3月に訪問し、戦後強制抑留に関する情報交換、関係資料所在調査への協力依頼を行うなど、引き続き協力関係の構築を図っている。</p>	
当該業務に係る事業経費	85千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

ロシア連邦公的機関等との関係を強化するとの目標に対し、協力関係構築の方策等を検討するため、ロシア連邦の公的機関等が保有している資料の所在調査等を行った。

この所在調査等に当たっては、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら現地に外国資料収集等委員会の委員を派遣し、ロシア連邦国立文書館等の公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努めており、「目標を十分達成」と認められる。

なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開が図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。

「必要性」

労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との連携強化を図り、当該関係資料を収集すること等が必要となる。

なお、資料の散逸も危惧されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが必要である。

「効率性」

ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、専門家により構成される委員会を設置することにより、専門性及び客観性が確保されており、また、まず関係資料の所在調査を行うことによって効率的な資料収集が可能になっていると認められる。

「有効性」

外国調査について、専門家により構成される委員会を設置して、検討を進めることは、専門性、客観性確保のためにも有効な施策と認められる。

また、外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第3 予算、収支計画及び資金計画		
■ 中期計画の記載事項			
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している、また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、取得可能な範囲で可能な限り運用収入を得るべく、経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。その結果、当初見込み額とほぼ同程度の853,461千円の運用収入を確保した。</p> <p>(財務諸表参照)</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約853百万円とほぼ当初見込み額、年利換算で2.13%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p>			
<p>「必要性」</p> <p>法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された400億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p>			
<p>「効率性」</p> <p>法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.13%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。</p>			
<p>「有効性」</p> <p>運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>			



独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産の処分等に関する計画 第6 剰余金の使途		
■ 中期計画の記載事項			
<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が見込まれる理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 (省略)</p>			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
短期借入金の限度額		借入の実績はない。	
重要な財産の処分等に関する計画		重要な財産の処分等はない。	
剰余金の使途		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画											
■ 中期計画の記載事項												
1 方針 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。												
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果												
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)										
(1) 職員の研修	(1) 職員の研修 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。	<p>費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣するなど最新の知識・情報を得る機会を有効に活用するとともに、職員の一層の意識の向上や能力開発を図るため、内部研修を実施した。</p> <p>内部研修の実施に当たっては、日常の職務遂行に資すると考えられる基本的知識の習得に配慮し、幅広い分野からテーマを選定することにより、研修の効果が最大限発揮されるよう工夫した。</p> <p>◎ 外部研修への派遣 外部機関の主催による研修について、積極的に知識や有益な情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員個々の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>行政機関等個人情報保護セミナー</td> <td>(財)行政管理研究センター</td> </tr> <tr> <td>平成17年度評価・監査中央セミナー</td> <td>総務省行政評価局</td> </tr> <tr> <td>第18回公会計監査フォーラム</td> <td>会計検査院</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 内部研修の実施 1 業務研修①</p>	研修名	主催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	行政機関等個人情報保護セミナー	(財)行政管理研究センター	平成17年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局	第18回公会計監査フォーラム	会計検査院
研修名	主催											
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社											
行政機関等個人情報保護セミナー	(財)行政管理研究センター											
平成17年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局											
第18回公会計監査フォーラム	会計検査院											

(目的)

日本人抑留者の実情を一層理解するとともに、法人の実施する労苦継承事業の重要性について理解促進を図ること。

(研修内容)

「シベリアの日本人捕虜たち 1945-1956その体験を言葉と絵でどう表現したか」

(成果等)

抑留問題の研究者であるリチャード・デーラー氏を講師に招き、25名が受講した。同氏の論文を基に日本人抑留者の抑留中の生活体験を中心に講義を受け、抑留中の労苦について理解を深めた。

2 業務研修②

(目的)

コンプライアンスについて基礎的な事項について研修を行うことにより、法人が行うべき内部統制システムの理解を深める。

(研修内容)

「コンプライアンス体制の必要性および構築について」

(成果等)

新日本インテグリティアシュアランス(株) 取締役横田祐二氏を講師に招き、15名が受講した。コンプライアンスについての基本的な内容から、法人として対処すべき事項について理解を深めた。

また、法人内のコンプライアンス委員会の設置に向けての準備を行った。

3 業務研修③

(目的)

個人情報保護の理解を深めることにより、日常業務における個人情報の取扱いに対する重要性を認識する。

(研修内容)

個人情報についての基本的な取扱いについて

(成果等)

個人情報保護教育ビデオ「しません！させません！個人情報保護宣言」を用い、30名が受講した。実際に起こり得る日常業務での、個人情報の取扱いに関する基本的知識について理解を深めた。

当該業務に係る事業経費	173千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、基本的知識の習得のための内部研修に加えて、費用対効果を考慮しつつ、外部研修にも職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。 これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p><u>「必要性」</u> 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p><u>「効率性」</u> 研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p><u>「有効性」</u> 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
2 人員に係る指標 業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。 (参考) 期初年度の常勤職員数 19人 期末年度の常勤職員数の見込み 18人			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 人員に係る指標	(2) 人員に係る指標 年度首の常勤職員数 19名 年度末の常勤職員数 見込み 19名	4月1日の常勤職員数 19名 年度末の常勤職員数見込み 19名 今期末における常勤職員数は、期首と同じ19名であった。 今期は平和祈念展示資料館のリニューアル化及び特別記念事業の開始が予定されるなど課題が山積する中、人員を増加することなく業務を遂行した。また、組織のフラット制の適正な運用を図るため、業務の繁忙に対応するため職員の併任発令を行い、限られたマンパワーを有効に活用すること等により、行政改革の重要方針に沿った効率的・弾力的組織運営を行った。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、今期末の常勤職員数は19名であったが、今期は、資料館のリニューアル等課題が山積する中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。

「効率性」

必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。

「有効性」

限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 環境対策	(1) 環境対策 環境に配慮した製品の 使用の推進、リユース やリサイクルの推進、 環境負荷の低減等を盛り 込んだ環境方針を策定し、 環境に配慮した業務運営 を行う。	◎ 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進 昨年策定した環境方針に基づき、平成17年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページに公開した。 また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全42品目において目標の100%を達成した。 ◎ その他の環境に対する取り組み 策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集、ゴミ排出量の常時把握、リサイクル製品の活用を推進した。	
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進し、100%の達成率となった。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。			

「必要性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。
また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

「効率性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。
環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量やゴミの排出量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

「有効性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 危機管理	(2) 危機管理 平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。	<p>◎防火防災訓練の実施等</p> <p>今期、法人においては、9月1日(第1回)及び11月9日(第2回)の2回、防火防災訓練を実施した。</p> <p>第1回は、住友ビル全館の訓練に合わせ、職員全員の参加により、防護訓練、自衛消防隊編成訓練、消火訓練及び避難訓練を実施した。とりわけ自衛消防隊編成訓練においては、災害時における職員個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。</p> <p>第2回は、法人の自主訓練として、自衛消防隊の活動が一層実効的なものとなるよう自衛消防隊に課せられた任務に従った訓練を総合的に行うとともに、その反省を踏まえ各隊において部分訓練を行った。訓練に加え、防火・防災教育もその重要性が高まっていることに鑑み、職員各自において自主防火管理チェックを行った。</p> <p>また、上記訓練以外にも新規転入者を中心に危機管理に対する意識の向上を図るため防火研修会に参加させた。さらに新宿消防署の指導の下、火災予防運動の一環として、自衛消防隊の消火係による実際の消火器を使った訓練も行った。</p> <p>計画期間中火災等の事故は発生していない。</p>	
当該業務に係る事業経費	56 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、今期2回にわたり防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。

「効率性」

訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。

「有効性」

資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 職場環境	(3) 職場環境 メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。	メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針を職員に周知するなど日常の管理体制を徹底することにより、今期、相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備しており、この結果、今期、相談、苦情等はなかったことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>			